

奈良市公報

第 3 4 0 号

(平成29年 4月分)

平成29年 9月19日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

告 示

○介護保険法の規定による指定介護予防支援事業所の指定	2
○固定資産課税台帳に登録すべき平成29年度の固定資産の価格等の登録	2
○収納事務の委託	2
○予防接種の実施	2
○徴収事務の委託	4
○平成29年度一般廃棄物処理実施計画	4
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	17
○民生委員協議会を組織する区域	18
○一般競争入札の実施	22
○国土調査の実施	22
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	22
○徴収事務の委託	22
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	22
○徴収事務の委託	23
○市立奈良病院運営市民会議開催要綱の一部を改正する告示	24
○奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示	24
○住居番号の設定	24
○生活保護法の規定による医療機関の指定	24
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	24
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	25
○放置自転車等の保管	25
○街区の新設	25
○一般競争入札の実施	25
○都市計画事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	25
○一般競争入札の実施（2件）	26
○徴収及び収納事務の委託	26
○公有財産の売払い	27
○一般競争入札の実施	28
○奈良市私道整備事業補助金交付要綱	28
○開発行為に関する工事の完了	34
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	34
○放置自転車等の保管	34

○徴収事務の委託	34
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定	34
○放置自転車等の保管	35
○道路の位置指定	35
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	35
○大和都市計画火葬場決定のための都市計画案の公衆縦覧	35
○特定計量器の定期検査の実施	36
○住居番号の廃止	37
○放置自転車等の保管（2件）	37
○収納事務の委託	37
○道路の位置指定	37
○身体障害者福祉法に規定する医師の辞退	37
○介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定	38
○道路の位置指定	38
○事業計画のある道路の指定	38
○放置自転車等の保管	38
○生活保護法の規定による医療機関の指定	38
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	39
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	40
○生活保護法の規定による施術者の指定	40
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（5件）	40
○一般競争入札の実施	41
○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（7件）	41
○放置自転車等の保管	43
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4件）	43
○放置自転車等の保管	43
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	44
○放置自転車等の保管	44
○特定教育・保育施設等利用者負担額督促状の公示送達	44
○道路の区域変更	44
○道路の供用開始	44
○道路の区域決定	45
○道路の供用開始	45
○公募型プロポーザルの実施	45

監 査

○地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結果	45
○定期監査の実施	47
○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	50

公平委員会

- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………52

公営企業

- 収納事務の委託……………52
○宿日直窓口収納業務の委託……………53
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………53
○奈良市企業局建設工事成績評定要綱の一部を改正する告示……………54
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………54
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………54
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………54
○一般競争入札の実施（2件）……………54

教育委員会

- 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則…55
○臨時教育委員会の開催……………55

- 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示……………55
○定例教育委員会の開催……………56
○奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則……………56

農業委員会

- 農地部会の招集……………56

告 示

奈良市告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定しましたので、同法第115条の30の規定により公示します。

平成29年4月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	介護予防支援事業所		申請者		指定年月日
	所在地	事業所名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
2900100138	奈良市押熊町397-1 梅守ハイツ1階	奈良市平城地域 包括支援センター	奈良市二名三丁目 1151番地の1	社会福祉法人 奈良苑 杉浦 英	平成29年 4月1日
2900100146	奈良市鳥見町4-3 -1 49-101	奈良市富雄西地域 包括支援センター	奈良県大和郡山市 宮堂町字青木160番7	社会福祉法人 協同福祉会 村城 正	平成29年 4月1日

(平成29年4月1日揭示済)

奈良市告示第206号

固定資産課税台帳に登録すべき平成29年度の固定資産の価格等の全てを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成29年4月1日

奈良市長 仲川元庸

(平成29年4月1日揭示済)

奈良市告示第207号

地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
神戸市中央区伊藤町119番地 株式会社日本ビジネスデーター プロセッシングセンター 代表取締役 池 恵二	ケアプラン作成等資料 コピー代（使用料）

2 委託の期間

受託の期間	収納事務
平成29年4月1日から 平成29年6月30日まで	ケアプラン作成等資料 コピー代（使用料）

(平成29年4月1日揭示済)

奈良市告示第208号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風 (4種混合) ジフテリア・破傷風 (二種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成29年4月10日から 平成30年3月31日まで	別紙1のとおり
結 核 (B C G)	生後12月に至るまでの間にある者	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
麻しん・風しん(MR) 麻しん又は風しん	1. 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	平成29年4月10日から 平成30年3月31日まで	
日本脳炎	1. 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 9歳以上13歳未満の者 ＜特例＞ ・平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上20歳未満の者 ・平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で平成22年3月31までに第1期の予防接種が終了していない者で9歳以上13歳未満にある者	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の間にある者	平成29年4月10日から 平成30年3月31日まで	
急性灰白髄炎(ポリオ)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成29年4月10日から 平成30年3月31日まで	
ヒブ感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
小児肺炎球菌感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生～高校1年生相当の間にある女子	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
B型肝炎	生後12月に至るまでの間にある者	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者 60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	別紙2のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーの中で最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、

妊娠していることが明らかな者

- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、

- 発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 成人用23価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金 3,000円
- (2) それ以外の予防接種については、無料
- (3) 接種当日に、奈良市に住民登録のない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養児

長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症については1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（予防接種法施行令第1条の3第2項関係）

6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

（平成29年 4月 1日 揭示済）

奈良市告示第209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年 4月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料

2 委託の期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

（平成29年 4月 1日 揭示済）

奈良市告示第210号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成29年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年 4月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	13
(6) 最終処分計画	21
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	22
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	22
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	22
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	23
(4) 収集運搬計画	23
(5) 中間処理計画	23

平成29年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

1 総則

- (1) 実施計画の目的
奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、平成29年度における施策等をこの実施計画において定める。
- (2) 実施計画の期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日
- (3) 実施計画の区域
奈良市全域
ただし、月ヶ瀬・都祁地域のし尿・浄化槽汚泥については、本市と山添村で構成する一部事務組合である山辺環境衛生組合の定める計画に従い、処理を行う。

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

- (1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標
奈良市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）で定める平成32年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。
- ごみ搬入量のピーク時（平成10年度）に比べて、平成32年度までに
- ごみ搬入量を約1/3減らします
 - 焼却処理量を約1/3減らします
 - 最終処分量を約1/2減らします
 - 再生利用率を22%にします

(2) 進捗状況

	基準年度 平成10年度 (実績)	直近年度 平成27年度 (実績)	本計画 平成29年度 (推計値)	最終目標 平成32年度 (目標値)
人口	365,911人	361,423人	360,016人	350,000人
ごみ搬入量	140,996t	95,516t	92,148t	87,467t
平成10年度比	100%	68%	65%	62%
1人1日当たり	1,055g	722g	701g	684g
ごみ	86,012t	60,606t	57,738t	53,177t
家庭系ごみ	100%	70%	67%	62%
平成10年度比	100%	64%	43%	41%
1人1日当たり	644g	458g	439g	416g
搬入	54,984t	34,910t	34,410t	34,290t
事業系ごみ	100%	63%	63%	62%
平成10年度比	100%	41%	26%	26%
1人1日当たり	411g	264g	262g	268g
焼却処理量	127,682t	88,677t	85,244t	81,711t
平成10年度比	100%	69%	67%	64%
1人1日当たり	956g	670g	649g	639g
最終処分量	31,475t	17,640t	16,800t	15,275t
平成10年度比	100%	56%	53%	49%
1人1日当たり	236g	133g	128g	120g
再生利用率	16%	20%	19%	22%

※平成29年度の人口は、平成29年3月1日現在の人口。その他は年度末の人口。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量＋集団資源回収量）。

・平成27年度実績においては、平成10年度と比較して、全体のごみ搬入量が32%（家庭系ごみが30%、事業系ごみが37%）、焼却量が31%、最終処分量が44%減少している。

・事業系ごみについては平成26年度から搬入事業者に対する監視態勢を強化したため、不適正な搬入が抑制され、大幅な減量に成功している。

3.3 一般廢棄物處理實施計畫

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生素材、燃やさない紙くず、水くず、 いすい、いすい、いすい、いすい、いすい、 燃やさないプラスチック製品等の包装等	週2回収集	破砕可燃物もあり、 燃焼灰、ばいじ 人処理物、非鉄 類に選別	焼灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収集	破砕、破砕可 燃物、破砕不 燃物、その他 ラップ、その他 不燃物に選別 し、破砕可燃物 は焼却	破砕スクラップは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営)
大型ごみ 45kg以上のゴミ袋に入らない家電製品、家具、家具、電具等	電話等申込により回収 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類、不法投棄物等	自治会等からの申込により回収 (直営・委託)	草木類、土砂類、不法投棄物に選別	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営)
有害ごみ 重油等、乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託)	専用容器に保管	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4 ガラスびん 無色、茶色、その他の他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4 ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	週1回収集 (直営・委託) 概ね月1回収集 (直営・委託) 概ね月1回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託) 選別し、保管 (直営)	容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律第2条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された専ら商品化事業者で再生利用 (委託)
飲料用紙パック 飲料用の内筒が白色で500ml以上の硬質容器 ※注1 空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	又は 公共施設で拠点回収 公共施設で拠点回収	選別し、保管 (直営) 選別し、圧縮 (委託)	再生利用 (有価物として売却) 指定法人から委託された専ら商品化事業者で再生利用 (委託) 再生利用
古び類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古書籍	公共施設で拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)
廃磁器類 リュウズでない陶磁器製食器類	イベント回収	破砕処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

3

イイ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具、寝具等	(許可業者者)		
生ごみ 市立学校、保育園給食等の残飯	随時収集	し尿、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (運営)	再生
公園ごみ 草、剪定枝等	随時収集	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理 (委託)	同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

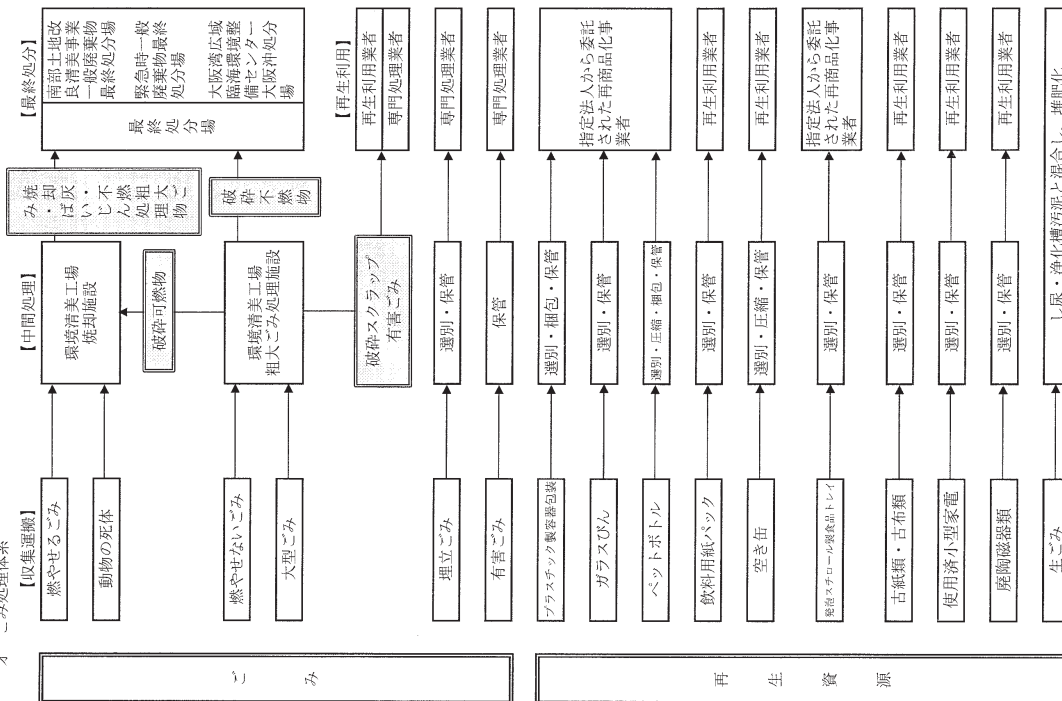
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 （猫、野生動物等の死体）	電話等申込により収集（直営）		燃やせるごみと同様に処理

※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ゴミ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破砕、広域埋立の処理をする。
※注 使用済小型家電・廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。
※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成24年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくとする。

イ 許可件数（平成29年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類		件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物		41
剪定枝木、草、木くず限定		3
剪定枝木、草限定		6
実験動物の死体限定		1
食品廃棄物限定		3

(1) 処分業

処理する廃棄物の種類		件数
剪定枝木、草、木くず限定		3
剪定枝木、草限定		1
びん、空き缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定		1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定		1
木くず、金属くず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定		2

(7) 処理施設

処理する廃棄物の種類		件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）		1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の 形成を促す情 報交流・学習 の推進等	インターネット、広 報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分 け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市 ごみ分別ア プリー	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配布する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館等にて実施する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスタの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみ分別・減量 説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオの貸し 出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオを見学会・学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイク ル推進啓発作品の募 集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、表彰する。
	ごみ減量・資源 循環を進め る社会シス テムづくり	他都市情報等の収集を行うとともに、市内ワーキンググループを結成し、有料化の方法や減免措置等を含めて、実施に向けた制度設計を行う。
地域での資源 循環の推進	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作する。
	陶磁器製食器類リ ユース・リサイクル 事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	ごみ分別用啓発ス テッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
地域での資源 循環の推進	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。

区分	取組	具体的な内容
地域での資源 循環の推進	公共施設等での再生 資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙類・古布類の回 収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清潔センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での 家具等の再利用	環境清潔センター内の資源回収作業所で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再利用する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
事業所での資 源循環の推進	再生資源店頭回収小 売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサ イクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
	事業者向けごみ適正 処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指 導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E－c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物 の資源循環の 推進	町内清掃草木類の再 生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進のために、工場へ持ち込まれた草木類についても資源化の検討を行う。
	汚泥発酵肥料(畑 菜)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑菜)を製作する。製作した堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入 助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMばかし専用容器)、電気式生ごみ処理機及びタンボールコンポスト容器の購入者に対し、助成金を交付する。
循環型社会に 対応した収集 作業の推進	ごみの収集区分の見 直し	市民の要望や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者 に対する許可基準及 び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
不適正排出の 防止	家庭で発生する排出 禁止物の適正な排出 先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量 (平成29年度推計値)

種類	市収集	※注	許可業者収集	直接搬入	合 計
燃やせるごみ	43,431 t	-	-	3,414 t	46,845 t
燃やせないごみ	3,036 t	-	-	3,833 t	6,869 t
大型ごみ	2,089 t	-	-	-	2,089 t
埋立ごみ	1,918 t	-	-	-	1,918 t
有害ごみ	17 t	-	-	-	17 t
再生資源	5,574 t	-	-	1,109 t	6,683 t
小 計	56,065 t	-	-	8,356 t	64,421 t
事業燃やせるごみ	0 t	32,405 t	-	1,708 t	34,113 t
事業燃やせないごみ	0 t	267 t	-	30 t	297 t
生ごみ	143 t	-	-	-	143 t
小 計	143 t	32,672 t	-	1,738 t	34,553 t
合計	56,208 t	32,672 t	-	10,094 t	98,974 t
動物の死体	1,647 体	-	-	-	1,647 体

※注 市収集とは、市の運営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設を含む。

(7) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目2番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ(事業系)、動物の死体

(1) 再生資源収集基地

名称	リサイクル推進課分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(7) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

区分	取組	具体的な内容
不適正排出の防止	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルールの徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
既存施設における適正処理の推進	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運搬管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運搬管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。
最終処分場の確保	最終処分場の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理への対応	災害時の廃棄物処理への対応	災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応する。
ごみ減量・資源循環のため組織づくりと連携の強化	ごみ懸談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懸談会と協働し、ごみ減量キャンペーン等を実施する。
	ごみ減量・資源循環型社会形成を推進する地域組織の整備	地域におけるごみ減量の中心役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究をする。 市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である6月に環境フェスティバルを、3R推進月間である10月にならクリーンフェスタを開催する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えた場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外のは環境清美センターは環境清美センターへ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センターへ搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障を生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク(オートバイ)、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センターへ搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。
また、収集する日時については市長が別に定める。
なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーション収集の統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、450以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点到設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点到設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点到設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、拠点到設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収(環境清美センター内資源回収場)とする。	拠点到設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点到設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする。	イベント等において排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画
ア 再生利用量 ※注

種類	再生利用量
プラスチック製容器包装	3,060 t
ガラスびん	1,803 t
ペットボトル	436 t
飲料用紙パック	78 t
空き缶	480 t
資源発泡スチロール製食品トレイ	1 t
古紙類・古布類	801 t
使用済小型家電	5 t
廃陶磁器類	19 t
生ごみ	143 t
小計	6,826 t
破砕スクラップ回収	1,165 t
有害ごみ回収	25 t
草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用	1,000 t
集団資源回収	12,693 t
合計	21,709 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類、土市街の民間施設回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含まれていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名称	環境清美センターごみ焼却施設		
所在地	奈良市左京五丁目2番地		
処理方法	全連続燃焼式		
処理能力	480t/24h (120t/24h×4基)		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破砕可燃物、動物の死体		
処理量	燃やせるごみ		80,958 t
	破砕可燃物		4,286 t
		合計	85,244 t
残さ量	動物の死体		1,647 体
	焼却灰		7,486 t
	ばいじん処理物		2,800 t
	不燃粗大ごみ		1,800 t
		合計	12,086 t
処分先	焼却灰：南部土地改良清美事業(第二工区)一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 不燃粗大ごみ：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場		

c 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処 理 方 法	焼焼処理・水銀回収等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処 理 量	25 t

d プラスチック製容器包装中間処理施設			
名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設		
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内		
処 理 方 法	選別及び梱包		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ		
処 理 量	プラスチック製容器包装	3,060 t	合計
	選別残さ	1,020 t	
		4,080 t	
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設		

e ガラスびん保管施設			
名 称	ガラスびん保管施設		
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
処 理 方 法	選別及び屋外保管		
操 業 形 態	直営		
処 理 量	処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
	※ 注	ガラスびん（無色）	842 t
		ガラスびん（茶色）	481 t
		ガラスびん（その他の色）	480 t
処 分 先	合計		1,803 t
	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設		

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計雨量に含まれない。

b 破砕処理施設		
名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	7,166 t
	大型ごみ	2,089 t
	有害ごみ	17 t
	合計	9,272 t
残 さ 量	破砕可燃物	4,286 t
	破砕不燃物	3,796 t
	破砕スクラップ	1,165 t
	有害ごみ	25 t
	合計	9,272 t
処 分 先	破砕可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破砕不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破砕スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破砕ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地
処 理 方 法	選別
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ
処 理 量	1,000 t
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計雨量に含まれない。

b 草木（剪定・枝木）資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園芸協同組合
所 在 地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良鹿野園町131
処 理 方 法	チップ化等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）
処 理 量	1,000 t

f ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	436 t
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	710 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	436 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

h 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	78 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	機械選別及び圧縮
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	アルミ缶 220 t スチール缶 260 t 合計 480 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	460 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
処 理 量	アルミ缶 220 t スチール缶 260 t 合計 480 t
処 分 先	再生利用業者

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名 称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋内保管
面 積	50 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	1 t
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2t/24h
右庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7t/24h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.55t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.55t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

1 古紙類・古布類保管施設

名称	所在地	面積
古紙類・古布類保管施設	奈良市左京五丁目2番地	50㎡
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処理量	新聞	123 t
	雑誌	270 t
	ダンボール	229 t
	古布類	179 t
処分先	合計	801 t
再生利用業者		

m 使用済小型家電資源化施設

名称	所在地	処理量
大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処理方法	選別・保管後、再生利用	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処理量		5 t

n 廃陶磁器類資源化施設

名称	所在地	処理量
藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処理方法	破碎処理後、再生利用	
処理する廃棄物の種類	廃陶磁器製食器類	
処理量		19 t

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	敷地面積	埋立面積	埋立容積	操業形態	埋立対象物	処分量
奈良市米谷町1857番地 他	82,920㎡					
		58,100㎡				
			747,900㎡			
				直営		
					焼却灰、破碎不燃物	7,486 t
					焼却灰	3,796 t
					破碎不燃物	11,282 t
					合計	

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	敷地面積	埋立面積	埋立容積	操業形態	埋立対象物	処分量
奈良市奈良阪町1325番地 他	46,611㎡					
		27,400㎡				
			264,403㎡			
				直営		
					土砂類、不法投棄物	918 t
					合計	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	処分場面積	埋立容積	埋立対象物	処分量	埋立計画
大阪府此花区北港緑地地先	95ha				
		13,975,000㎡			
			ばいじん処理物、不燃粗大ごみ	2,800 t	
			ばいじん処理物	1,800 t	
			不燃粗大ごみ	4,600 t	
			合計		
			埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。		

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画 ※注

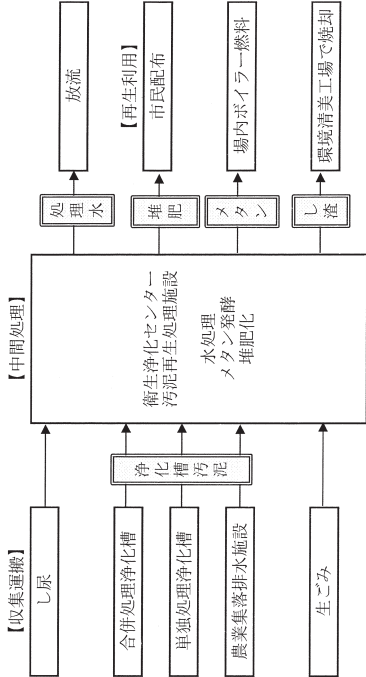
※注 月ヶ瀬・都祁地域では、山辺環境衛生組合にて処理を行うため、月ヶ瀬・都祁地域は含まない。

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

ア 月ヶ瀬・都祁を除く地域の処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集(委託)	し尿・浄化槽汚泥は 腐分解高負荷脱窒素 処理方式で処理 (直営)	汚泥は、生ごみと混 合し、堆肥として再 生利用 (直営)
浄化槽汚泥 (デンプン・ゼリー 汚泥を含む)	浄化槽清掃業許可業 者が清浄にあわせて 収集 (許可業者)	し尿は焼却 (直営)	

イ 処理体系



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。

イ 許可件数（平成29年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動
浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

種類	平成27年度(実績値)		平成29年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	4,030 kℓ	0 kℓ	3,457 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	13,156 kℓ	0 kℓ	12,664 kℓ
計	4,030 kℓ	13,156 kℓ	3,457 kℓ	12,664 kℓ
合計		17,186 kℓ		16,121 kℓ

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

し尿収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	月ヶ瀬・都祁地域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	し尿

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所 在 地	奈良市大安寺西三丁目281番地
処 理 方 法	脈分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混 合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。
処 理 能 力	し尿、浄化槽汚泥 90kℓ/24h 生ごみ 3.4t/24h
操 業 形 態	直営(ただし、運転管理は委託)
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ
処 理 量	し尿 3,457 kℓ 浄化槽汚泥 12,664 kℓ 合計 16,121 kℓ
残 量	生ごみ 143 t
堆 肥 化 量	19 t
残 量 分 先	200 t
残 量 分 先	環境清美工場焼却処理施設

(平成29年 4月 1 日 掲 示 済)

奈良市告示第211号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指

定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成29年 4月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107518	奈良市東九条町620-1 ハイツリバティ東九条101	ヘルパーステーシ ョンあすか	奈良県奈良市東九条町 552番地11	株式会社あすか	平成29年 4月1日
2970107500	奈良市中山町39-1 エステートピア中山A棟 101号	たちばな	京都市東山区東大路通松 原上る四丁目毘沙門町30 番地2 イーストビル3 階303	けいはんなソーシ ャルサービス株式 会社	平成29年 4月1日
2970107492	奈良市中山町122-1 シャトレ中山102	ほへと訪問介護ス テーション	大阪府東大阪市横小路町 三丁目6-2	特定非営利活動法 人まごのて東大阪	平成29年 4月1日
2960193437	奈良市中登美ヶ丘四丁目 3番	訪問看護ステーシ ョン アップル学 園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘 四丁目3番	医療法人 北寿会	平成29年 4月1日
2990100485	奈良市中山町45番地79	「kumiki」	奈良県奈良市中山町7番 地の1	有限会社エイジン グ	平成29年 4月1日
2990100493	奈良市石木町92番地 イオンタウン富雄南内	温浴サブリ・機能 訓練ハーフデイ奈 良日和2nd	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘 3番7号	株式会社ウエルネ スサブリ	平成29年 4月1日

2990100519	奈良市高畑町469番1 辻	あすならホーム高 畑 グループホー ム	奈良県大和郡山市宮堂町 字青木160番7	社会福祉法人 協 同福祉会	平成29年 4月1日
2990100501	奈良市高畑町469番1	あすならホーム高 畑 看護多機能型 ケアホーム	奈良県大和郡山市宮堂町 字青木160番7	社会福祉法人 協 同福祉会	平成29年 4月1日

(平成29年4月3日揭示済)

めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第6条の規定により告示します。

平成29年4月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第212号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項の規定により、次のとおり民生委員協議会を組織する区域を定

1 民生委員協議会を組織する区域

椿井地区	東寺林町	下御門町	寺町	西御門町
	西寺林町	勝南院町	北向町	小西町
	今御門町	北室町	本子守町	林小路町
	池之町	阿字万字町	小川町	高天町
	南市町	東城戸町	西城戸町	漢国町
	元林院町	椿井町	北風呂町	登大路町
	橋本町	角振町	百万ヶ辻子町	下三条町
	樽井町	角振新屋町	馬場町	三条町の一部
	餅飯殿町	上三条町	東向南町	今辻子町
	光明院町	奥子守町	東向中町	
飛鳥地区	鶴福院町	川之上突抜町	芝突抜町	南紀寺町一丁目
	不審ヶ辻子町	川之上突抜北方町	紀寺町	南紀寺町二丁目
	中院町	川之上突抜南方町	西紀寺町	南紀寺町三丁目
	鵠町	川之上町	高畑町	南紀寺町四丁目
	公納堂町	築地之内町	白毫寺町	南紀寺町五丁目
	福智院町	納院町	東紀寺町一丁目	
	十輪院畑町	薬師堂町	東紀寺町二丁目	
	十輪院町	毘沙門町	東紀寺町三丁目	
鼓阪地区	油留木町	東包永町	水門町	青山五丁目
	押上町	雑司町	興善院町	青山六丁目
	南半田東町	手貝町	般若寺町	青山七丁目
	北半田東町	川上町	奈良阪町	青山八丁目
	川久保町	東之阪町	青山一丁目	青山九丁目
	今小路町	北御門町	青山二丁目	芝辻町の一部
	中御門町	今在家町	青山三丁目	中ノ川町の一部
	東笹鉾町	春日野町	青山四丁目	
佐保台地区	佐保台一丁目	佐保台二丁目	佐保台三丁目	佐保台西町
済美地区	中新屋町	西新屋町	京終地方西側町	西木辻町
	芝新屋町	三棟町	南城戸町	南魚屋町
	元興寺町	東木辻町	南中町	杉ヶ町
	井上町	鳴川町	南袋町	南肘塚町
	中辻町	花園町	南風呂町	南京終町一丁目
	肘塚町	瓦堂町	小太郎町	
	脇戸町	北京終町	南新町	
	高御門町	南京終町の一部	柳町	
	陰陽町	京終地方東側町	大森町	
済美南地区	桂木町	南京終町四丁目		
	南京終町の一部	南京終町五丁目		
	南京終町二丁目	南京終町六丁目		
	南京終町三丁目	南京終町七丁目		

佐保地区	中筋町	南半田中町	北袋町	北市町
	東向北町	北半田西町	西包永町	法蓮町の一部
	大豆山町	北半田中町	多門町	奈保町
	大豆山突抜町	半田横町	阪新屋町	半田開町
	坊屋敷町	押小路町	奥芝町	法蓮佐保山一丁目
	花芝町	後藤町	西新在家号所町	法蓮佐保山二丁目
	宿院町	北魚屋東町	西新在家町	法蓮佐保山三丁目
	鍋屋町	北魚屋西町	菖蒲池町	法蓮佐保山四丁目
	半田突抜町	高天市町	内侍原町	東新在家町
	北小路町	西笹鉾町	畑中町	南法蓮町
	南半田西町	北川端町	船橋町	芝辻町の一部
大宮地区	油阪地方町	三条本町	大宮町二丁目	大宮町七丁目
	芝辻町の一部	三条宮前町	大宮町三丁目	芝辻町の一部
	三条町の一部	三条添川町	大宮町四丁目	二条大路南一丁目
	西之阪町	三条大宮町	大宮町五丁目	三条大路一丁目
	油阪町	大宮町一丁目	大宮町六丁目	
佐保川地区	法蓮町の一部	芝辻町一丁目	芝辻町四丁目	
	法華寺町	芝辻町二丁目	北新町	
	芝辻町の一部	芝辻町三丁目	佐紀町の一部	
都跡地区	尼辻町甲	尼辻西町	二条町一丁目	三条大路三丁目
	尼辻町乙	南新町	二条町二丁目	三条大路四丁目
	七条町	佐紀町の一部	二条町三丁目	三条大路五丁目
	柏木町	五条町	二条大路南二丁目	四条大路二丁目
	八条町の一部	六条町	二条大路南三丁目	四条大路三丁目
	尼辻北町	尼辻町の一部	二条大路南四丁目	四条大路四丁目
	尼辻中町	西ノ京町	二条大路南五丁目	四条大路五丁目
	尼辻南町	七条東町	三条大路二丁目	
六条地区	五条二丁目	六条二丁目	七条西町二丁目	六条西三丁目
	五条三丁目	六条三丁目	七条一丁目	六条西四丁目
	五条西一丁目	六条緑町一丁目	七条二丁目	六条西五丁目
	五条西二丁目	六条緑町二丁目	六条西一丁目	六条西六丁目
	赤膚町	六条緑町三丁目	六条西二丁目	
	六条一丁目	七条西町一丁目		
大安寺地区	八条一丁目	八条五丁目	大安寺四丁目	八条町の一部
	八条二丁目	大安寺一丁目	大安寺五丁目	
	八条三丁目	大安寺二丁目	大安寺六丁目	
	八条四丁目	大安寺三丁目	大安寺七丁目	
大安寺西地区	大森西町	恋の窪一丁目	八条五丁目	尼辻町の一部
	三条桧町	恋の窪二丁目	大安寺西一丁目	八条町の一部
	三条栄町	恋の窪三丁目	大安寺西二丁目	
	三条川西町	恋の窪東町	大安寺西三丁目	
	大安寺町	四条大路南町	四条大路一丁目	
東市地区	古市町	鹿野園町	横井三丁目	横井七丁目
	横井町	藤原町	横井四丁目	
	八島町	横井一丁目	横井五丁目	
	鉢伏町	横井二丁目	横井六丁目の一部	
明治地区	北永井町	神殿町	出屋敷町	横井六丁目の一部
	北之庄町	南永井町・甲	北之庄西町一丁目	
	南永井町	南永井町・乙	北之庄西町二丁目	

辰市地区	東九条町	西九条町一丁目	西九条町四丁目	
	西九条町	西九条町二丁目	西九条町五丁目	
	杏町	西九条町三丁目		
帯解地区	窪之庄町	山町	柴屋町	
	池田町	今市町	田中町	
精華地区	米谷町	興隆寺町	北椿尾町	虚空蔵町
	中畑町	南椿尾町	菩提山町	高樋町
平城地区	中山町西一丁目の一部	山陵町	秋篠三和町一丁目	敷島町一丁目
	押熊町の一部	秋篠町	秋篠三和町二丁目	敷島町二丁目
	中山町	秋篠早月町	秋篠新町	歌姫町
伏見地区	横領町	青野町	疋田町一丁目	西大寺芝町二丁目
	疋田町	青野町一丁目	疋田町二丁目	西大寺野神町一丁目
	西大寺小坊町	青野町二丁目	疋田町三丁目	西大寺野神町二丁目
	西大寺新田町	若葉台一丁目	疋田町四丁目	西大寺高塚町
	西大寺新池町の一部	若葉台二丁目	疋田町五丁目	宝来町
	西大寺町	若葉台三丁目	西大寺国見町一丁目	
	西大寺町	若葉台四丁目	西大寺国見町二丁目	
	菅原町	西大寺南町	西大寺芝町一丁目	
伏見南地区	五条一丁目	宝来二丁目	平松町	平松四丁目
	五条畑一丁目	宝来三丁目	平松一丁目	平松五丁目
	五条畑二丁目	宝来四丁目	平松二丁目	
	宝来一丁目	宝来五丁目	平松三丁目	
西大寺北地区	西大寺新池町の一部	西大寺新町一丁目	西大寺北町一丁目	西大寺竜王町一丁目
	西大寺宝ヶ丘	西大寺新町二丁目	西大寺北町二丁目	西大寺竜王町二丁目
	西大寺東町一丁目	西大寺本町	西大寺北町三丁目	西大寺赤田町一丁目
	西大寺東町二丁目	西大寺栄町	西大寺北町四丁目	西大寺赤田町二丁目
あやめ池地区	あやめ池南一丁目	あやめ池南四丁目	あやめ池南七丁目	あやめ池北一丁目の一部
	あやめ池南二丁目	あやめ池南五丁目	あやめ池南八丁目	あやめ池北二丁目
	あやめ池南三丁目	あやめ池南六丁目	あやめ池南九丁目	あやめ池北三丁目
鶴舞地区	学園北二丁目	学園朝日元町一丁目	鶴舞東町	鶴舞西町（1番）
	学園朝日町	学園朝日元町二丁目	あやめ池北一丁目の一部	
学園南地区	学園南一丁目	学園南二丁目	学園南三丁目の一部	学園大和町一丁目の一部
学園三碓地区	学園大和町一丁目の一部	学園大和町六丁目の一部	学園中二丁目	三碓四丁目
	学園大和町二丁目	三碓町	学園中三丁目	三碓五丁目
	学園大和町三丁目	西千代ヶ丘一丁目	三碓一丁目	三碓六丁目
	学園大和町四丁目	西千代ヶ丘二丁目	三碓二丁目	三碓七丁目
	学園大和町五丁目	西千代ヶ丘三丁目	三碓三丁目	
登美ヶ丘地区	中登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘六丁目	西登美ヶ丘四丁目	
	登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部	松陽台一丁目
	登美ヶ丘二丁目	中登美ヶ丘四丁目	西登美ヶ丘二丁目	松陽台二丁目
	登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘五丁目	西登美ヶ丘三丁目	二名町
富雄地区	学園大和町六丁目の一部	三松四丁目	富雄元町四丁目	学園中五丁目
	三松一丁目	富雄元町一丁目	富雄川西一丁目の一部	富雄北二丁目
	三松二丁目の一部	富雄元町二丁目	富雄川西二丁目	富雄北三丁目
	三松三丁目	富雄元町三丁目	学園中四丁目	富雄北一丁目
富雄南地区	中町	藤ノ木台一丁目	大和田町	青垣台二丁目
	丸山一丁目	藤ノ木台二丁目	千代ヶ丘一丁目	青垣台三丁目
	丸山二丁目	藤ノ木台三丁目	千代ヶ丘二丁目	学園中一丁目
	大倭町	藤ノ木台四丁目	千代ヶ丘三丁目	学園南三丁目の一部
	菅野台	石木町	青垣台一丁目	

奈良帝塚山地区	帝塚山一丁目	帝塚山南一丁目	帝塚山南五丁目	帝塚山七丁目
	帝塚山二丁目	帝塚山南二丁目	帝塚山四丁目	帝塚山中町
	帝塚山三丁目	帝塚山南三丁目	帝塚山五丁目	帝塚山西一丁目
	富雄泉ヶ丘	帝塚山南四丁目	帝塚山六丁目	帝塚山西二丁目
鳥見地区	三松ヶ丘	鳥見町一丁目	鳥見町三丁目	富雄川西一丁目の一部
	三松二丁目の一部	鳥見町二丁目	鳥見町四丁目	
二名地区	西登美ヶ丘五丁目	二名三丁目	二名平野二丁目	
	西登美ヶ丘六丁目	二名四丁目	二名東町	
	西登美ヶ丘七丁目	二名五丁目	大淵町	
	西登美ヶ丘八丁目	二名六丁目	松陽台三丁目	
	二名一丁目	二名七丁目	松陽台四丁目	
	二名二丁目	二名平野一丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部	
青和地区	学園北一丁目	百楽園三丁目	学園新田町	学園緑ヶ丘三丁目
	鶴舞西町（1番除く）	百楽園四丁目	学園赤松町	
	百楽園一丁目	百楽園五丁目	学園緑ヶ丘一丁目	
	百楽園二丁目	南登美ヶ丘	学園緑ヶ丘二丁目	
平城西地区	中山町西三丁目	朝日町一丁目	中山町西二丁目	中山町西四丁目
	朝日町二丁目			
東登美ヶ丘	登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘二丁目	北登美ヶ丘一丁目	北登美ヶ丘五丁目
	登美ヶ丘五丁目	東登美ヶ丘三丁目	北登美ヶ丘二丁目	北登美ヶ丘六丁目
	登美ヶ丘六丁目	東登美ヶ丘四丁目	北登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘二丁目
	東登美ヶ丘五丁目	北登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘六丁目
	押熊町の一部	中山町西一丁目の一部		
田原地区	横田町	中之庄町	杳掛町	水間町
	茗荷町	中貫町	此瀬町	別所町
	矢田原町	大野町	和田町	
	長谷町	矢田原町・甲	須山町	
	柚ノ川町	矢田原町・乙	誓多林町	
	南田原町	日笠町	田原春日野町	
柳生地区	柳生町	興ヶ原町	大保町	北野山町
	柳生下町	邑地町	丹生町	
大柳生地区	大柳生町	大平尾町	大慈仙町	
	阪原町	忍辱山町		
東里地区	須川町	園田町	法用町	
	南庄町	平清水町	東鳴川町	
	北村町	生疏里町	中ノ川町の一部	
狭川地区	狭川両町	狭川東町	広岡町	
	西狭川町	下狭川町		
神功地区	神功一丁目	神功三丁目	神功五丁目	
	神功二丁目	神功四丁目	神功六丁目	
右京地区	右京一丁目	右京三丁目	右京五丁目	
	右京二丁目	右京四丁目		
朱雀地区	朱雀一丁目	朱雀三丁目	朱雀五丁目	
	朱雀二丁目	朱雀四丁目	朱雀六丁目	
左京地区	左京一丁目	左京三丁目	左京五丁目	
	左京二丁目	左京四丁目	左京六丁目	
月ヶ瀬地区	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬長引	月ヶ瀬月瀬	
	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬嵩	月ヶ瀬桃香野	
都祁地区	都祁南之庄町	都祁小山戸町	針町	都祁馬場町
	都祁甲岡町	都祁相河町	針ヶ別所町	荻町
	来迎寺町	都祁吐山町	小倉町	
	都祁友田町	都祁こぶしが丘	上深川町	
	蘭生町	都祁白石町	下深川町	

2 定めた年月日
平成29年 4月 1日
(平成29年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第213号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

1 入札に付する事項

項目	概要
名 称	奈良都祁線代替バス運行に伴うバスリース
内 容	奈良都祁線代替バス運行に伴うバスリース
契約期間	平成29年 6月 1日から平成36年 5月31日まで
契約形式	賃貸借契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

以下省略

(平成29年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第214号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 事業計画が決定された年月日
平成29年 4月 1日（平成29年 4月 3日付担農第22号）
- 調査を実施する者の名称
奈良市
- 調査地域
奈良市都祁吐山町の一部の地域
- 調査期間
平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
(平成29年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第215号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	八木 禧尚 奈良市南登美ヶ丘 2番2号	今枝 輝彰 奈良市南登美ヶ丘 1番9号

- 変更の年月日
平成29年 4月 1日
(平成29年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 4月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

同条第2項の規定により告示します。

平成29年 4月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市八条一丁目790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 津 山 恭 之	放置自転車等移動 手数料 放置自転車等保管 手数料

2 委託の期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(平成29年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成29年 4月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

【(介護予防)訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970107195	奈良県奈良市帝塚山 六丁目2-12 NM ・DOUZE201号	H A P P Y ケア ライフ	奈良県奈良市帝塚山 六丁目2-12 NM ・DOUZE201号	合同会社フ リージア	5150003001406	平成29年 4月1日

【(介護予防)通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970107310	奈良県奈良市高天市 町22番地3	リールデイサー ビス高天市	奈良県奈良市大宮町 六丁目1番地8 新 大宮公健ビル6階	株式会社リ ールステー ジ	7150001008401	平成29年 3月27日

【(介護予防)訪問看護】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2960190466	奈良県奈良市柏木町 509-1-212	PAL訪問看護ス テーション	大阪市北区万歳町3 -39-1209	株式会社 PAL GLAD	212000119184	平成29年 3月1日

【(地域密着型通所介護・(介護予防)通所介護)】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104887	奈良県奈良市佐保台 西町98コートヒルズ 102	デイサービス楽 楽	京都市伏見区向島庚 申町130番地1	株式会社智	1130001045716	平成29年 3月31日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970103194	奈良県奈良市大宮町 四丁目241番地1	株式会社三条メ ディック	奈良県奈良市大宮町 四丁目241番地1	株式会社三 条メディッ ク	615000108666	平成29年 3月31日
2970105405	奈良県奈良市中山町 39-1 エステート ピア中山A棟205号	ならソーシャル サービス	京都市東山区東大路 通松原上る四丁目毘 沙門町30番地2 イ ーストビル3階303	けいはんな ソーシャル サービス株 式会社	2130001047348	平成29年 3月31日
2970105389	奈良県奈良市七条一 丁目30番6	ケアプランセン ターなごみ	奈良県奈良市七条一 丁目30番6	株式会社な ごみの家	8150001007856	平成29年 4月1日

(平成29年4月3日揭示済)

奈良市告示第218号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畑町1116-6 農業振興会館内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 久保 益一	狂犬病予防注射済 票交付手数料

2 委託の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(平成29年4月3日揭示済)

奈良市告示第219号

市立奈良病院運営市民会議開催要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 4月 4日

奈良市長 仲 川 元 庸

市立奈良病院運営市民会議開催要綱の一部を改正する告示

市立奈良病院運営市民会議開催要綱（平成27年奈良市告示第201号）の一部を次のように改正する。

第6条中「病院管理課」を「医療事業課」に改める。

附 則

この告示は、平成29年 4月 4日から施行する。

（平成29年 4月 4日揭示済）

奈良市告示第220号

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 4月 4日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

（奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正）

第1条 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱（昭和61年奈良市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市民生活部」を「健康医療部

」に改める。

第5条中「病院管理課」を「医療事業課」に改める。
（奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正）

第2条 奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱（昭和61年奈良市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市民生活部」を「健康医療部」に改める。

第5条中「病院管理課」を「医療事業課」に改める。

附 則

この告示は、平成29年 4月 4日から施行する。

（平成29年 4月 4日揭示済）

奈良市告示第221号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成29年 4月 4日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

（平成29年 4月 4日揭示済）

奈良市告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年 4月 4日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションアンジェロ	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号	平成29年 3月 6日

（平成29年 4月 4日揭示済）

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年 4月 4日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年 3 月 1 日
居宅介護支援オアシスなら	奈良県奈良市二名五丁目1606番地の 4		
株式会社　オアシスなら	奈良県奈良市二名五丁目1606番地の 4	居宅　訪問看護 介護予防　訪問看護	平成29年 3 月 1 日
訪問看護ステーションオアシスなら	奈良県奈良市二名五丁目1606番地の 4		
株式会社　オアシスなら	奈良県奈良市二名五丁目1606番地の 4		

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成29年 4月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業 3・6・128号 石木城線
- 2 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
(平成29年 4月 5日揭示済)

奈良市告示第229号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 4月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生する濃縮塩をローリー車（積載量10トン以下）又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
 - (2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託
 - (3) 委託期間 平成29年 5月 1日から平成30年 3月31日まで
 - (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内
 - (5) 排出日量 濃縮塩（液状）
約3.0トン／日（対水比重1.1）

以下省略

(平成29年 4月 5日揭示済)

奈良市告示第230号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 4月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車（積載量10トン以下）により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
 - (2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成29年 5月 1日から平成30年 3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内

(5) 排出日量 カルシウム汚泥（脱水ケーキ）
約0.1トン／日

以下省略

(平成29年 4月 5日揭示済)

奈良市告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第4項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、次のとおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項（同令第158条の2第6項により準用する場合を含む。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の2第1項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

徴収及び 収納事務	市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・保育料		
委託者	東京都文京区本郷3丁目33-5 三菱UFJニコス株式会社	代表取締役社長	井上 治夫
提携コンビニ	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役社長	古屋 一樹
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン	代表取締役会長	玉塚 元一
	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	代表取締役会長	中山 勇
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 山崎製パン株式会社	代表取締役社長	飯島 延浩
	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1 ミニストップ株式会社	代表取締役社長	宮下 直行
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	代表取締役社長	目黒 真司
	神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ	代表取締役社長	山口 浩志
	群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン	代表取締役	平田 実
	東京都中央区日本橋1丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	代表取締役	横山 敏貴
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セコマ	代表取締役社長	丸谷 智保
	東京都港区港南一丁目8番27号日新ビル12階 株式会社しんきん情報サービス	代表取締役社長	馬場 英一
委託期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで		

(平成29年4月6日揭示済)

奈良市告示第232号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

（自動車11件）

平成29年4月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	物件名	初年度登録	排気量（L）	予定価格（円）	入札保証金（円）
車-1	塵芥車1（トヨタダイナ） （部品取り用）	平成6年6月	3.66	10,000	1,000
車-2	塵芥車2（トヨタダイナ） （部品取り用）	平成6年6月	3.66	10,000	1,000
車-3	塵芥車3（いすゞエルフ） （部品取り用）	平成9年6月	4.33	10,000	1,000
車-4	トヨタダイナ2tダンプ	平成8年6月	2.69	10,000	1,000
車-5	いすゞフォワード 4tダンプ	平成3年5月	7.12	10,000	1,000
車-6	スバルサンバートラック	平成11年	0.65	10,000	1,000

車-7	マツダファミリアバン	平成11年 1 月	1.49	10,000	1,000
車-8	消防積載車（軽トラック） 1	平成 5 年	0.65	10,000	1,000
車-9	消防積載車（軽トラック） 2	平成 5 年	0.65	10,000	1,000
車-10	高規格救急自動車	平成19年 3 月	3.49	10,000	1,000
車-11	ホンダバル（原動機付自転車）	—	0.05	1,000	100

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の
入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年 4 月 6 日揭示済)

奈良市告示第233号

1 入札に付する事項

項 目	概 要
業 務 名	奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務
業 務 内 容	・給食物資納入業者から配送される給食物資を衛生面や品質面を保持したうえで安全に保管する。 ・給食実施日に上記の保管した給食物資を都祁学校給食センター、月ヶ瀬学校給食センター、田 原小学校、興東小学校、柳生小学校、興東館柳生中学校の給食室へ配送する。
委 託 期 間	平成29年 5 月 1 日から平成30年 3 月30日まで
業者選定方法	一般競争入札
契 約 形 式	委託契約

以下省略

(平成29年 4 月 6 日揭示済)

奈良市告示第234号

奈良市私道整備事業補助金交付要綱を次のように定める。
平成29年 4 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、私道の整備を行う者に対し、予算の範囲内において奈良市私道整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路及び他の法令により国、地方公共団体等が維持管理を行う一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道 国、地方公共団体以外の者が敷地を所有し、維持管理を行っている公道以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る次の各号のいずれかに掲げる者（団体又は補助金を受けようとする者が複数のときは、その代表者）とする。

- (1) 私道の所有者
 - (2) 私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者
 - (3) 私道が属する地域において組織されている自治会等
- 2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たす私道について行う舗装工事、交通安全施設整備工事その他市長が特に必要があると認める工事とする。

- (1) 両端又は一端が公道と接していること。
- (2) 最低幅員が1.8メートル以上であること。
- (3) 私道に出入口を有する、所有者の異なる住居が2戸以上あること。
- (4) 工事に支障となる地下埋設物等がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私道について行う事業は、補助対象事業としなない。

- (1) 1年以内に掘削する計画があるもの
- (2) 開発等により造成された私道で、完成後10年を経過していないもの

(3) この要綱による補助金又は他の補助金の交付を受け整備された私道（附則第2項の規定による廃止前の奈良市私道整備要綱（平成7年奈良市告示第120号）に基づき整備された私道を含む。）で、その工事の完了後10年を経過していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業に係る私道を所有する者及び当該私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者を代表する者の全てから当該事業を行うことについて承諾を得られていない場合は、補助対象事業としない。ただし、やむを得ない理由により承諾が得られない場合において、第6条第1項第6号の確約書の提出があったときは、この限りでない。

（補助金の額等）

第5条 補助率及び補助限度額は、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、次条第1項第10号の工事費見積書に記載された見積額と市長が別に算出した補助基準額とを比較して少ない方の額に、別表の事業の区分に応じた補助率を乗じて得た金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるとする。）とし、同表の当該区分に応じた補助限度額を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 計画書（別記第1号様式）
- (2) 位置図
- (3) 現況平面図、現況横断面図及び計画平面図
- (4) 補助対象者名簿（別記第2号様式）
- (5) 権利者の承諾書（別記第3号様式）
- (6) 確約書（別記第4号様式）（第4条第3項ただし書に規定する場合に限る。）
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 公図の写し及び登記事項証明書又は登記事項要約書
- (9) 誓約書（別記第5号様式）
- (10) 事業費に係る工事費見積書（数量計算書を含む。）

別表（第5条関係）

- (11) 納税証明書（前年度分のもの）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該年度の6月1日から12月28日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）にしなければならない。

（着手等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、奈良市私道整備事業着手届（別記第6号様式）に工事請負契約書又は請書の写しを添えて市長に提出し、速やかに当該工事に着手しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事の竣工平面図
- (2) 補助対象事業に係る工事の着工前、竣工を確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日とする。

（維持管理）

第9条 補助事業者は、補助金により整備された私道の機能を損なわないように、当該私道について適正に維持管理を行うものとする。

（補則）

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
（奈良市私道整備要綱の廃止）
- 2 奈良市私道整備要綱は、廃止する。

事 業		補助率	補助限度額	
舗装工事	通り抜け道路（別図のとおり私道の両端が公道に接している場合）	最少幅員が4 m以上の場合	10分の9	1 件につき150万円
		最少幅員が4 m未満の場合	10分の8	1 件につき125万円
	行き止まり道路（別図のとおり私道の一端が公道に接している場合）	最少幅員が4 m以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が6 戸以上の場合	10分の7	1 件につき80万円
		上記以外の場合	10分の6	1 件につき50万円
交通安全施設		道路反射鏡	10分の5	1 件につき5 万円
		区画線	10分の5	1 件につき5 万円
その他		市長が特に必要があると認める工事	10分の5	1 件につき50万円

別記

第1号様式（第6条関係）

計 画 書

(宛先) 奈良市長

(申請者)
団体名
代表者住所

氏名 () ㊞
電話

年 月 日

第2号様式（第6条関係）

補助事業者名簿

(宛先) 奈良市長

(申請者)
団体名
代表者住所

氏名 () ㊞
電話

年 月 日

補助事業 の内容	施工場所	奈良市					
	工事種別	☐ 舗装工事	☐ 新設	☐ 補修			
		☐ 交通安全施設	☐ 道路反射鏡	☐ 区画線			
工事内容	☐ その他						
	延長 区画線	m	・ 面積 m ²	・ 道路反射鏡 m ²	基 ()		
補助事業の経費所要額 (予定工事費)		円					
交付申請金額		円					
補助事業者負担金		円					
補助事業予定期間		年	月	日から	年	月	日まで
添付書類							
備考							

[構成員]

住 所	氏 名

第3号様式（第6条関係）

権利者の承諾書

団体名
代表者

様

権利者 住所
氏名

実印

私が権利を有する次の私道敷地に、舗装及び交通安全施設が整備されることについて承諾いたします。また、今後においても当該私道が一般交通の用に供されることについて異議はありません。なお、土地の権利を他人に譲渡する場合は、当該条件をすべて譲受人に承継します。

土地の所在及び地番	権利の種別	摘要 (持分等)
奈良市		

(注) 権利の種別の欄には、所有権、借地権、地上権、地役権、抵当権等を記入してください。

第4号様式（第6条関係）

確認約書

(宛先) 奈良市長

(申請者)
団体名
代表者住所

氏名
電話 ()

実印

私道整備事業に対する権利者のうち、次の表に掲げる者につきましては、同表に掲げる理由により承諾を得ることができません。そのことにより生じる問題等につきましては、私が全て責任をもって処理いたします。

氏名	理由	氏名	理由

- 注1 記載欄が不足する場合は、欄を追加し、又は別紙を添付してください。
- 2 理由欄には、次の(1)から(4)までのいずれに該当するか記入してください。また、(1)又は(2)に該当するときは、確認文書を送付した日時も記入してください。
- (1) 登記上の住所に確認文書を送付したにもかかわらず宛先不明で返送された、又は確認文書を送付しても何ら応答がない。
- (2) 登記上の所有者の法定相続人の調査を行い、当該法定相続人の住所に確認文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送された、又は確認文書を送付しても何ら応答がない。
- (3) 共有又は相続により権利者が相当数存在するため、全ての権利者から承諾を得ることが困難である。なお、未承諾者の中に反対又は態度保留の意思表示をしている者がいない。
- (4) 未承諾者が病気等により意思表示をすることができず、かつ、後見人等の代理人が存在しない。
- 3 承諾を得ることができない理由について、根拠となる資料を添付してください。

第5号様式（第6条関係）

誓 約 書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(申請者)
団体名
代表者住所

氏名
電話
()
実印

第6号様式（第7条関係）

私道整備事業着手届

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(申請者)
団体名
代表者住所

氏名
電話
()
印

年 月 日付け奈良市指令 第 号により補助金の交付決定のあった私道整備事業について、次のとおり着手しますので届け出ます。

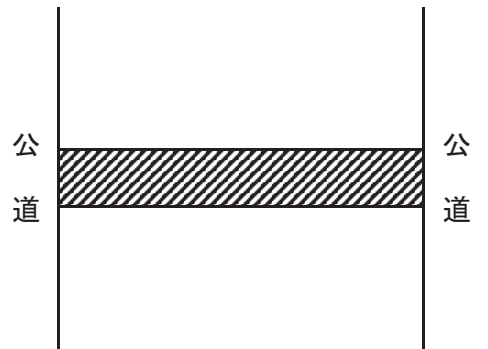
工 事 施 工 場 所	奈良市		
補 助 金 交 付 決 定 額	円	工 事 費	
		円	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
工 事 施 工 業 者	住 所		
	会 社 名		
	代 表 者 名		
添 付 書 類	契 約 書 ・ 請 書 の 写 し		

年 月 日付けで申請しました私道整備事業に関する、地元経費の負担、土地関係諸権利、整備工事等で生じた諸問題について、全て私が責任をもって対応し、処理することを誓約いたします。

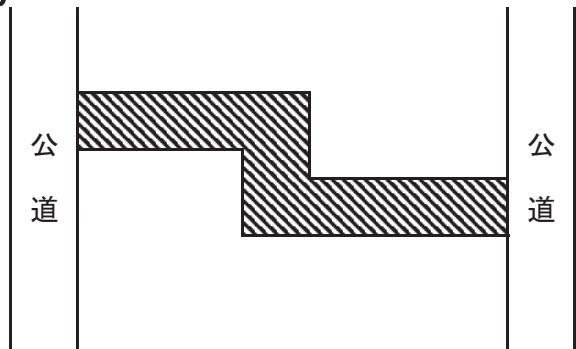
別図（別表関係）

通り抜け道路（私道の両端が公道に接している場合）

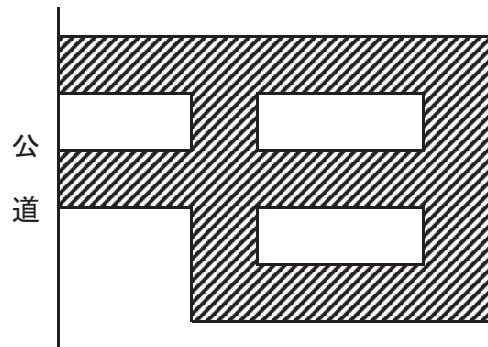
A



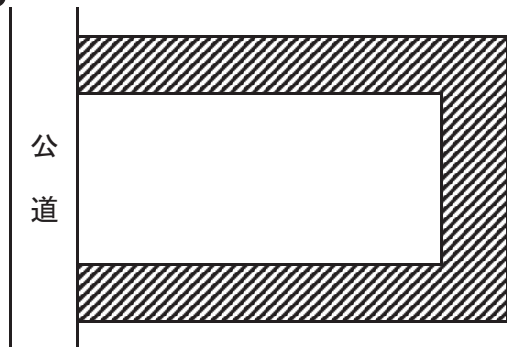
B



C

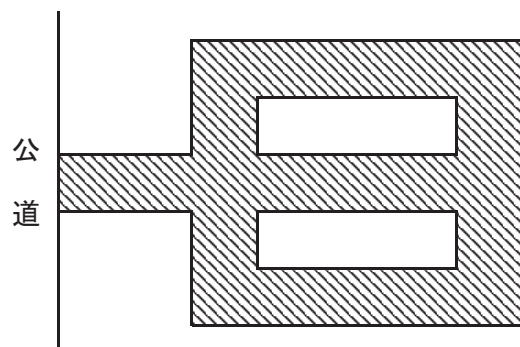


D

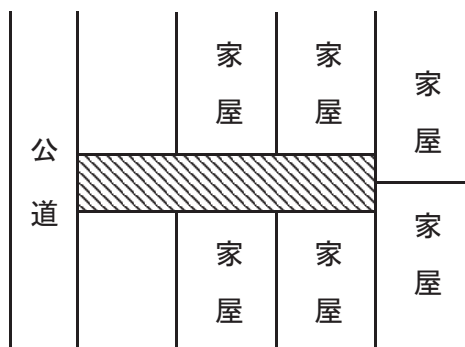


行き止まり道路（私道の一端が公道に接している場合）

E



F



(平成29年 4月 6日 揭示済)

奈良市告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年 4月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年12月 8日 奈良市指令整開 第16A - 40号
平成29年 3月 9日 奈良市指令整開 第16A - 40 - 1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年 4月 6日 第1569号
公共施設 平成29年 4月 6日 第754号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市六条西一丁目1201番 6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市車町 3 番地 1
株式会社さやか 代表取締役 内海 武正
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市六条西一丁目1201番 6 の一部
 - 下水道
奈良市六条西一丁目1201番 6 の一部

(平成29年 4月 6日 揭示済)

奈良市告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	前林 匡 奈良市六条緑町 三丁目 4 番24号	松本 治和 奈良市六条緑町 三丁目 3 番 5 号

2 変更の年月日

平成29年 4月 1日

(平成29年 4月 7日 揭示済)

奈良市告示第237号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成29年 4月 7日
- 移動対象区域
J R 奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年 4月 7日 揭示済)

奈良市告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年 4月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	休日歯科応急診療 所使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで	休日歯科応急診療所使用料

(平成29年 4月 7日 揭示済)

奈良市告示第239号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成29年 4月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 3月31日	西山 敦子	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目 30番1号	小児科 (肢体不自由)
平成29年 3月31日	橋本 直樹	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目 30番1号	小児科 (肢体不自由)
平成29年 3月31日	吉田 さやか	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目 30番1号	小児科 (肢体不自由)

(平成29年 4月7日揭示済)

奈良市告示第240号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 4月9日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 4月10日揭示済)

奈良市告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年 4月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	大阪市東住吉区田辺二丁目10番1－703号
申請者氏名	吉村 文子
道路の位置	奈良市宝来二丁目1番3、1番8、134番4、134番5の一部及び134番12の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	29.76m
指定年月日	平成29年 4月10日
指定番号	第H2823号

(平成29年 4月10日揭示済)

奈良市告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市須川町 2062番地	奈良市須川町 1708番地
代表者の氏名及び住所	奥田 博 奈良市須川町 2062番地	棚田 和男 奈良市須川町 1708番地

2 変更の年月日

平成29年 4月1日

(平成29年 4月10日揭示済)

奈良市告示第243号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）火葬場を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成29年 4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）火葬場

奈良市新斎苑

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市横井町

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民生活部新斎苑建設推進課

4 縦覧期間

平成29年 4月11日から平成29年 4月25日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成29年4月25日までに必着するように提出してください。

(平成29年4月11日揭示済)

奈良市告示第244号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成29年4月11日

奈良市長 仲川元庸

区 域	区 分	月 日（曜日）	時 間	場 所
月ヶ瀬地区 及び都祁地区を除く市内全域	質量計	5月15日（月）から 6月30日（金）まで	午前9時30分から午後4時まで	質量計の所在場所
		7月3日（月）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	奈良県農業協同組合田原支店
		7月4日（火）	午前10時から正午まで	柳生公民館
			午後1時30分から午後3時30分まで	東部出張所
		7月5日（水）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	鼓阪小学校
		7月6日（木）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	平城公民館
		7月10日（月）	午前10時から正午まで	伏見連絡所
		7月11日（火）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	南部公民館
		7月12日（水）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	都跡公民館
		7月14日（金）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	富雄公民館
		7月18日（火）から 7月20日（木）まで	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	ならまちセンター
		7月24日（月）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	鶴舞小学校
		7月25日（火）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐保小学校
		7月26日（水）	午後1時から午後3時まで	春日公民館
		7月27日（木）から 7月28日（金）まで 及び7月31日（月）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	奈良市計量検査所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(平成29年 4月11日揭示済)

奈良市告示第245号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第1号の規定により、次のとおり住居番号を廃止したので、同条第4項の規定により告示します。

平成29年 4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成29年 4月11日揭示済)

奈良市告示第246号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 4月11日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 4月11日揭示済)

奈良市告示第247号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 4月13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 4月13日揭示済)

奈良市告示第248号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年 4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・収納事務

受 託 者	徴収事務
奈良県生駒市萩の台三丁目10-1 特定非営利活動法人 関西ワンディッシュエイド協会 理事長 樽井 雅美	リユース物品売 払代金

2 委託の期間

平成29年 4月3日から平成30年 3月31日まで

(平成29年 4月13日揭示済)

奈良市告示第249号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年 4月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	大和郡山市車町3番地1
申 請 者 氏 名	株式会社 さやか 代表取締役 内海 武正
道 路 の 位 置	奈良市富雄北一丁目2643番26の一部
道 路 の 幅 員	最大4.03m 最小4.02m
道 路 の 延 長	26.97m
指 定 年 月 日	平成29年 4月14日
指 定 番 号	第H2826号

(平成29年 4月14日揭示済)

奈良市告示第250号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成29年 4月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	辞退年月日
山田 素久	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	整形外科 (肢体不自由)	平成29年 4月7日
櫻井 隆久	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	外科 (肢体不自由)	平成29年 4月7日

(平成29年 4月14日揭示済)

奈良市告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項

の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成29年 4月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2971500224	奈良県生駒郡三郷町勢 野北四丁目3番5号	グループホーム は あとの杜 しぎさん	奈良県生駒郡三郷町勢 野北四丁目13番1号	一般財団法人 信貴 山病院	平成29年 4月5日

(平成29年 4月17日揭示済)

奈良市告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年 4月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市五条畑一丁目17番21号
申 請 者 氏 名	株式会社 アイビーホーム 代表取締役 松本 有司
道 路 の 位 置	奈良市北永井町367番2、373番1及び 374番4の各一部
道 路 の 幅 員	最大4.796m 最小4.01m
道 路 の 延 長	38.98m
指 定 年 月 日	平成29年 4月17日
指 定 番 号	第H2820号

(平成29年 4月17日揭示済)

奈良市告示第253号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年 4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日
平成29年 4月18日
- 2 指定した道路の名称

県道奈良生駒線

- 3 指定した道路の幅員
12.0m～45.5m
- 4 指定した道路の延長
248.45m
- 5 指定した道路の区域

奈良市三条大路一丁目662番1地先から
奈良市三条大路一丁目680番3地先まで

(平成29年 4月18日揭示済)

奈良市告示第254号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年 4月18日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 4月18日揭示済)

奈良市告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年 4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称		医療機関の所在地	指定年月日
洋子レディースクリニック		奈良県奈良市学園大和町二丁目28番地	平成29年4月1日
(平成29年4月19日掲示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
奈良市告示第256号		平成29年4月19日	奈良市長 仲 川 元 庸
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の			
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーションアップル学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成29年4月1日
医療法人 北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番		
ほへと訪問介護ステーション	奈良県奈良市中山町122-1シャトレ中山102	居宅 訪問介護	平成29年4月1日
特定非営利活動法人まごのて東大阪	大阪府東大阪市横小路町三丁目6-2		
たちばな	奈良県奈良市中山町39-1エステートピア中山A棟101号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年4月1日
けいはんなソーシャルサービス株式会社	京都府京都市東山区東大路通松原上る四丁目毘沙門町30番地2イーストビル3階303		
ヘルパーステーションあすか	奈良県奈良市東九条町620-1ハイツリパティ東九条101	居宅 訪問介護	平成29年4月1日
株式会社あすか	奈良県奈良市東九条町552番地11		
「kumiki」	奈良県奈良市中山町45番地79	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護	平成29年4月1日
有限会社エイジング	奈良県奈良市中山町7番地の1		
温浴サブリ・機能訓練ハーフデイ奈良日和2nd	奈良県奈良市石木町92番地イオンタウン富雄南内	地域密着型通所介護	平成29年4月1日
株式会社ウェルネスサブリ	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘3番7号		
あすならホーム高畑看護多機能型ケアホーム	奈良県奈良市高畑町469番1	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	平成29年4月1日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		
あすならホーム高畑グループホーム	奈良県奈良市高畑町469番1	地域密着型 認知症対応型共同生活介護 地域密着型 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成29年4月1日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市学園朝日元町 二丁目472番地の6	奈良市学園朝日元町 二丁目476番地の7
代表者の氏名 及 び 住 所	稲子 希望 奈良市学園朝日元町 二丁目472番地の6	西村 裕充 奈良市学園朝日元町 二丁目476番地の7

2 変更の年月日

平成29年 4月 2日

(平成29年 4月19日揭示済)

奈良市告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市都祁白石町 1304番地の47	奈良市都祁白石町 1304番地の44
代表者の氏名 及 び 住 所	北田 勇 奈良市都祁白石町 1304番地の47	中岸 祥浩 奈良市都祁白石町 1304番地の44

2 変更の年月日

平成29年 4月 1日

(平成29年 4月19日揭示済)

奈良市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1日	こぐま薬局 西登美ヶ丘店	奈良市西登美ヶ丘二丁目11-14	エムシーエス株式会社 代表取締役 佐藤 哲

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1日	しあわせ薬局 済美店	奈良市南京終町一丁目183番地の34	一般社団法人 奈良ヘルスケアサービス 代表理事 櫻井 淳子

平成29年 4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	清水 武夫 奈良市東登美ヶ丘 四丁目18番23号	江口 忠博 奈良市東登美ヶ丘 四丁目23番57号

2 変更の年月日

平成29年 4月 1日

(平成29年 4月19日揭示済)

奈良市告示第264号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 奈良市本庁舎総合管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成29年 6月 1日から平成32年 5月31日
まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎総合管理業務委託 一式
以下省略

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1日	こぐま薬局 西登美ヶ丘店	奈良市西登美ヶ丘二丁目11-14	エムシーエス株式会社 代表取締役 佐藤 哲

(平成29年 4月21日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成29年 4月21日揭示済)		指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。	
奈良市告示第267号		平成29年 4月21日	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する		奈良市長 仲 川 元 庸	
指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1 日	あしび薬局 赤田店	奈良市西大寺赤田町一丁目5番22号	一般社団法人 メディファーマ奈良 代表理事 小泉 玲子
(平成29年 4月21日揭示済)		指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。	
奈良市告示第268号		平成29年 4月21日	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する		奈良市長 仲 川 元 庸	
指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1 日	あしび薬局 富雄店	奈良市三碓二丁目1－3	一般社団法人 メディファーマ奈良 代表理事 小泉 玲子
(平成29年 4月21日揭示済)		指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。	
奈良市告示第269号		平成29年 4月21日	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する		奈良市長 仲 川 元 庸	
指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1 日	あしび薬局 北町店	奈良市西大寺北町一丁目6－10	一般社団法人 メディファーマ奈良 代表理事 小泉 玲子
(平成29年 4月21日揭示済)		指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。	
奈良市告示第270号		平成29年 4月21日	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する		奈良市長 仲 川 元 庸	
指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1 日	あしび薬局 菖蒲池店	奈良市あやめ池南六丁目1番41号	一般社団法人 メディファーマ奈良 代表理事 小泉 玲子
(平成29年 4月21日揭示済)		指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。	
奈良市告示第271号		平成29年 4月21日	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する		奈良市長 仲 川 元 庸	
指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 4月 1 日	あしび薬局 敷島店	奈良市敷島町二丁目556番地の9	一般社団法人 メディファーマ奈良 代表理事 小泉 玲子

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第272号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 4月21日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	服部 秀一 奈良市五条西二丁目 17番19号	阪井 克次 奈良市五条西二丁目 2番10号

2 変更の年月日

平成29年 4月 2日

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により富雄川西第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市富雄川西 一丁目17番19号	奈良市富雄川西 一丁目15番18号
代表者の氏名 及 び 住 所	柴尾 興治 奈良市富雄川西 一丁目17番19号	大谷 廣信 奈良市富雄川西 一丁目15番18号

2 変更の年月日

平成29年 4月 8日

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により狭川東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	山本 良憲 奈良市狭川東町 419番地	今西 律雄 奈良市狭川東町 432番地

2 変更の年月日

平成29年 4月 1日

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により夢ヶ丘・星ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市針ヶ別所町 351番地の10	奈良市針ヶ別所町 214番地の111
代表者の氏名 及 び 住 所	峯川 眞一 奈良市針ヶ別所町 351番地の10	中西 俊 奈良市針ヶ別所町 214番地の111

2 変更の年月日

平成29年 4月16日

(平成29年 4月21日揭示済)

奈良市告示第277号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 4月25日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年 4月25日揭示済)

奈良市告示第278号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 4月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	澤田 一夫 奈良市南永井町 109番地の10	逢坂 登志一 奈良市南永井町 398番地の18

変更の年月日 平成27年 4月12日

2 回目

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	逢坂 登志一 奈良市南永井町 398番地の18	木村 健二 奈良市南永井町 119番地の12

変更の年月日 平成28年 4月17日

3 回目

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	木村 健二 奈良市南永井町 119番地の12	竹本 幸一 奈良市南永井町 389番地の 8

変更の年月日 平成29年 4月16日

(平成29年 4月25日揭示済)

奈良市告示第279号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 4月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 4月27日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 4月27日揭示済)

奈良市告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく特定教育・保育施設等利用者負担額督促状については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同条第4項の規定及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、子ども未来部保育所・幼稚園課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年 4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

特定教育・保育施設等利用者負担額 督促状

2 送達を受けるべき者

省略

(平成29年 4月28日揭示済)

奈良市告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第930号線	あやめ池南六丁目1125番17地先から あやめ池南九丁目1114番1地先まで	前	6.56～8.27	31.0	
		後	8.00～8.00	31.0	
西部第358号線	あやめ池南九丁目1114番1地先から あやめ池南八丁目1114番2地先まで	前	6.10～6.50	151.0	
		後	7.50～8.00	151.0	

(平成29年 4月28日揭示済)

奈良市告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管

理課において一般の縦覧に供します。
平成29年 4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第930号線	あやめ池南六丁目1125番17地先から	あやめ池南九丁目1114番 1 地先まで	L = 31.0 W = 8.00	
西部第358号線	あやめ池南九丁目1114番 1 地先から	あやめ池南八丁目1114番 2 地先まで	L = 151.0 W = 7.50～8.00	

(平成29年 4月28日揭示済)

奈良市告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第1639号線	あやめ池南八丁目1114番 2 地先から	疋田町526番 4 地先まで	L = 350.0 W = 6.0～8.0	

(平成29年 4月28日揭示済)

奈良市告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、平成29年 5月10日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第1639号線	あやめ池南八丁目1114番 2 地先から	疋田町526番 4 地先まで	L = 350.0 W = 6.0～8.0	

(平成29年 4月28日揭示済)

奈良市告示第285号

公募型プロポーザル方式により、要介護認定業務等委託事業者を選定するので、次のとおり告示する。

平成29年 4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 業務概要

- (1) 業務名称 奈良市要介護認定業務等委託
(2) 業務内容

- ①申請受付に関する業務
②認定調査依頼等に関する業務
③主治医意見書作成依頼等に関する業務
④認定事務の進捗状況・処分延期に関する業務
⑤一次判定に関する業務
⑥介護認定審査会資料作成に関する業務
⑦認定申請中の資格喪失等に関する業務
⑧申請取り下げに関する業務
⑨申請更新勧奨に関する業務
⑩介護保険被保険者証等再交付申請受付、入力及び交付
⑪居宅サービス計画作成依頼届出書の入力
⑫居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請受付及び入力
⑬被保険者からの苦情等相談対応業務

⑭認定調査料及び主治医意見書手数料の支払に関する業務

⑮介護福祉課窓口受付業務

⑯その他、要介護・要支援事務に関する各種相談業務

(3) 履行期間 平成29年 7月 1 日から平成32年 9月30日まで（地方自治法第234条の 3 に基づく長期継続契約）

(4) 予算概要 平成29年度執行予定額 50,538,000円
契約期間全体の執行予定額 219,000,000円

以下省略

(平成29年 4月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成29年 4月 6 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

奈 監 第 3 号

平成29年4月6日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良市議会議員 浅川 仁 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 柿 本 元 気

同 東久保 耕 也

出資団体の監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

奈良市市街地開発株式会社（以下「市街地開発」という。）

2 監査期間

平成28年10月12日～平成29年4月4日

3 監査方法

平成27年度の出納その他の事務の執行について、決算報告書等、あらかじめ求めた資料に基づき、関係者からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務については、次のとおり、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) テナント入居者の一部との間において、原契約から変更された覚書が、平成26年1月31日から平成27年12月25日までに5回交わされており、毎月の賃料の一部を敷金から充当することとし、更に敷金から充当しきれなかった未払賃料及び敷金を各々の返済計画表により返済することとしている。平成27年度末現在、返済計画表による平成27年7月分から同年12月分までの賃料の一部及び敷金の全額が、納期未到来分として残っている。

賃貸借契約書第5条において、賃借人が賃料の支払いを遅滞したとき、賃貸人は、敷金を弁済に充当することができることとし、賃借人は、充当の通知を受けた日から10日以内に敷金の不足額を補てんしなければならないと規定されている。賃料の不足分を敷金から充当することは、あくまでも一時的な場合に限られる。敷金は賃料と相殺すべきではなく、財務諸表上、全額、預り保証金に計上すべきであり、敷金から充当された賃料は未収金に計上されたい。また、敷金から充当しきれなかった未払賃料は未収入金に計上するのではなく、これも未収金として計上されたい。

加えて、賃料の支払遅滞に対する遅延損害金についても、同契約書第11条に基づき、賃料に加算して請求

されたい。

本来、貸倒懸念債権としての未収金が発生した場合、賃借人の財政状態及び経営成績を把握する資料を入手し、適正な評価をする必要がある。しかし、市街地開発はこの資料を入手せず、適正な評価も行っていなかった。適時適切に資料を入手し、債権の保全に努められたい。

(2) J R 奈良駅第1駐車場、第2駐車場及びなら100年会館駐車場の回数券及び定期駐車券による駐車料金を徴収する際の領収書については、定期駐車券の新規購入者には発行しているが、継続購入者及び回数券の購入者には、申出があった場合以外は発行していなかった。

全ての入金に対して必ず領収書を発行し、適正に事務処理を行われたい。

(3) J R 奈良駅第1駐車場、第2駐車場及びなら100年会館駐車場の使用料については、週1回収しているが、1か月分をまとめて市の指定金融機関に払い込んでいた。

各々の指定管理に関する基本協定書において、徴収した使用料を速やかに払い込むことと規定されている。適正に事務処理を行われたい。

(4) シルキア新規通路区画形成（建物）の減価償却については、定額法により算出していた。

市街地開発が定めた会計処理規程第21条において、有形固定資産の減価償却については定率法によると規定されている。適正に事務処理を行われたい。

(5) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業を行っている。平成27年度末現在の保険料の専用口座（損害保険代理店勘定）の中に、3月に取り扱った保険料に対する市街地開発が受領すべき代理店手数料が含まれているが、未収手数料収入として計上していなかった。

発生主義の原則に則り、事務処理を行われたい。

(6) 損益計算書において、売上高に対する売上原価の計上がなく、売上高の計上額がそのまま売上総利益となっていた。

売上原価は、会計期間の損益の発生状況を正しく表示するために必要であることから、売上高に対応した売上原価を計上されたい。

(7) 運用資金として開設している定期預金において、期末までの利息を未収収益として計上していなかった。

発生主義の原則に則り、事務処理を行われたい。

【意見】

平成27年度決算において、市街地開発は当期純損失を計上しており、この要因は、J R 奈良駅前再開発第1ビル商業床におけるテナントの空室が埋まらなかったためである。

市街地開発とJ R 奈良駅前再開発第1ビル商業床の所有者との間で交わした賃貸借契約証書第4条第2項の規定によると、双方が賃貸借期間を更に10年間更新

するかどうかの意思表示をする期限は、平成28年度末までとなっていた。なお、期限までに双方から更新拒絶の意思表示はなかったので、当該契約に基づき自動更新されるものと思われる。

市街地開発は株式会社であり、実質的な定義規定を新しい会社法では定めていないが、改正前商法と同様に営利を目的とする社団である。営利を追求するからには、会計データに基づくセグメント情報及び損益分岐分析等を利用した合理的な経営が行える体制を、契約更新時には当然であるが更新後においても継続的に確立されたい。

【意見】

消費税等の申告手続き及び経理事務については、大阪市内の税理士事務所と委託契約をしており、市街地開発の事務所において毎月1回、会計処理の指導を受けるなどしている。また、法律相談についても、大阪市内の弁護士と委託契約をしており、電子メール等により行われている。

利便性や経済性を考慮し、また、面談による相談がもたらす効果の面からも、市内において精通した税理士、公認会計士及び弁護士の選定を検討されたい。

(平成29年 4月 6日 揭示済)

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年 4月 6日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也
奈 監 第 4 号
平成29年 4月 6日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様

奈良市議会議長 浅 川 仁 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象（平成28年度の組織名で表示）

市民活動部 協働推進課 地域活動推進課（東寺林連絡所を含む。）
文化振興課 東アジア文化都市推進課
スポーツ振興課（スポーツ産業支援グループを含む。）
都市整備部 都市計画課 公園緑地課 開発指導課

建設部 建築指導課 景観課
道路維持課（土木管理センターを含む。）
街路課 河川課
営繕課（耐震・教育施設整備グループを含む。）
会計契約部 指導監察課
会計課
議会事務局 議会総務課
(企業局)
経営部 経営管理課 財務課
管理部 水道計画管理課 浄水課
東部上下水道管理課
設計工務部 企業技術監理課 水道工務課

2 監査期間

平成29年 1月11日～同年 4月 4日

3 監査方法

平成28年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成28年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民活動部

協働推進課

(1) 公園ボランティア制度及びグリーンサポート制度で加入しているボランティア活動保険について、両制度への参加者の保険が二重加入となっている事例が見受けられた。

複数口加入しても補償は1口分のみであるため、二重加入が無いことを確認した上で申し込まれた。

(2) 職員1人の市外旅費において、J R東京駅から目的地（江東区）までの交通費を支給していた。また、委員（非常勤職員）1人の費用弁償において、在勤地（中野区）からJ R東京駅までの交通費を支給していた。

人事課が示す、「交通費計算上の「最寄り駅」の考え方」によると、交通費は在勤地（本庁の場合は新大宮駅）から最寄り駅までを支給することとなっており（非常勤職員に対する費用弁償も同様）、東京23区内の場合、交通費計算上の最寄り駅は全てJ R東京駅とされている。それぞれ適正に支給されたい。

地域活動推進課（東寺林連絡所を含む。）

とみの里地域ふれあい会館及び月瀬地域ふれあい会館の管理運営委託において、指定管理料に各々の会館敷地の草刈り代が含まれていた。

地域ふれあい会館の管理業務は、施設の使用と維持管理が主たる目的であって、草刈り業務は施設本来の管理業務ではないことから、草刈り業務については、市が直接執行するよう改められたい。

文化振興課

奈良市杉岡華邨書道美術館の音響設備修繕については、予定価格が20万円以上であり、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴取していなかった。

奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取されたい。

東アジア文化都市推進課

非常勤嘱託職員の11月分賃金を査閲したところ、時間外勤務手当の勤務時間数の計算において、全時間数に1時間未満の端数が30分以上あるが、1時間に切り上げておらず、本来より少なく支給されている事例が1件あった。

給料等の支給に関する規則第5条の2及び第19条の規定に則り、適正に事務処理を行われたい。

スポーツ振興課（スポーツ産業支援グループを含む。）

(1) 行政財産使用料（14件）について、調定決議書の決裁前に納入通知書を発行していた。

奈良市会計規則第11条の規定に則り、納入すべき金額等を確認したときに調定を行った上で、納入通知書を発行されたい。

(2) 青山プール、七条コミュニティスポーツ会館及び高の原コミュニティスポーツ会館での自動販売機の設置に対し、行政財産の目的外使用の許可を行っているが、光熱水費等を徴取していなかった。

奈良市公有財産規則第25条の規定に則り、自動販売機に係る電気料金相当分を自動販売機設置者から徴収されたい。

(3) 体育館（中央及び中央第二）、屋内温水プール（西部生涯スポーツセンター）、鴻ノ池陸上競技場及び球技場（南部生涯スポーツセンター）におけるスポーツ施設使用料について、指定管理者からの入金後、会計管理者から収納の通知を受けたときに起票する事後調定において以下の事例がみられた。

体育館使用料、屋内温水プール使用料及び陸上競技場使用料は、5月分の調定決議書が、8月31日に決裁されるなどしていた。また、球技場使用料は、4月分から10月分までの調定決議書が決裁されていなかった。さらに、屋内温水プール使用料は8月分から10月分までの調定決議書が起票されていなかった。

奈良市会計規則第12条の規定に則り、速やかに

事後調定の手続を行われたい。

(4) 過年度に領収した体育施設使用料の払戻金について、平成27年度中に体育施設の指定管理者から返還請求報告がなされているが、平成28年度歳出予算から払い戻されていた事例が見受けられた。

会計年度独立の原則に従い、適正に年度内に会計処理を行われたい。

(5) 西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの使用料（65歳以上の市民は免除）について、平成27年度以前に回数券を購入した65歳未満の市民が、65歳以上になったことにより、本人の請求に基づき回数券の残額分を返還していた。

奈良市体育施設条例第7条に、既に納付された使用料は、返還しないと規定されているため、適正に取り扱われたい。

(6) Top Sports City奈良補助金について、交付要領では補助対象経費は運営に要する経費及び事業に要する経費と規定されているだけであり、また、予算書及び前年度の決算書も、補助対象経費が明確になっておらず、補助金の交付決定の適否を審査できない状況であった。

交付要領を見直し、運営及び事業の内容を具体的に明記するとともに、運営費及び事業費の各々の補助対象経費を明確にされたい。また、見直し後の交付要領に則った予算書及び決算書を徴取し、奈良市補助金等交付規則第5条及び第15条に規定されている補助金等の交付申請に係る審査及び実績報告に係る審査を適正に行われたい。

(7) 奈良市体育協会運営事業補助金について、交付要領では補助対象経費は、運営に要する経費及び事業に要する経費と規定されているだけであり、また、予算書及び前年度の決算書からは、補助金額の運営費及び事業費に対する割振りが確認できない状況であった。さらに、加盟団体への育成費や関連団体への繰出金を補助対象経費としているが、補助金が公益に資するために使われたかどうかを確認することができなかった。

交付要領を見直し、事業内容を具体的に明記するとともに、運営費及び事業費の各々の補助対象経費を明確にされたい。また、見直し後の交付要領に則った予算書及び決算書を徴取し、奈良市補助金等交付規則第5条及び第15条に規定されている補助金等の交付申請に係る審査及び実績報告に係る審査を適正に行われたい。加えて、育成費及び繰出金については、内容を精査し公益性の有無を確認した上で、補助対象経費とすべきかどうか判断されたい。

【意見】

補助金の交付について、奈良市補助金等交付規則第14条において、補助事業等実績報告書の提出が義務付けられており、その報告書には主務課長

が記載すべき「報告事項審査結果」の欄が設けられている。補助事業に係る収支決算書を審査するためには、必然的に外部証拠資料（以下「領収書等」という。）との突合が必要になることから、領収書等の原本提示を求める必要があるが、同規則にはその規定がない。

補助金が補助対象経費に支出されたかを明らかにし、主務課長が適正に審査するためには、領収書等の原本提示を同規則に明記されたい。

【意見】

本市では、効率的で効果的な施設運営による市民サービスの向上、施設管理経費の節減等に対する指定管理者のモチベーション向上を図るため、平成27年度から原則として指定管理料の精算を実施しない方針とされた。

そこで、指定管理者から提出された各施設の平成27年度収支決算書の一部を査閲し、担当課が審査したのかどうか確認したところ、業務の不実施または空調・電気系統の機械の故障等により残額が発生した場合であっても、指定管理料は非精算となっていた。

担当課が指定管理料を非精算と判断するためには、指定管理者が行う事業を指定管理業務、提案事業（注1）及び自主事業に分け、セグメントごとに予算書と決算書を対比し、指定管理者の経営努力の結果、剰余金が生じたものかどうか、あるいは単なる業務の不実施等によるものかどうかなど、判断できる資料を提出させ審査すべきと考える。また、更に指定管理者のモチベーションの向上を図るのであれば、指定管理料の非精算にとどまらず、施設の使用料を市の収入とするのではなく指定管理者の収入とする利用料金制度を導入すべきと考える。そのことから、本市における指定管理者制度の運用にあたり、想定される基本的な考え方や取扱い等を示した「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」の作成が望まれる。

（注1）市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求めて実施させる事業

都市整備部

公園緑地課

- (1) 施設修繕（31件）について、完了届の徴収が行われていなかった。

地方自治法第234条の2の規定に則り、完了届を徴収されたい。

- (2) 都市公園内での配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し占用を許可しているが、支柱、支線及び追支線の使用料を徴収していなかった。

奈良市都市公園条例第9条別表の規定に則り、適正に事務処理を行われたい。

- (3) 公園占用料において、占用許可日に納入通知書

を発行し、納期限を2か月後と定めていた事例が散見された。しかも、納期限から遅延して納入された事例が2件あった。

奈良市都市公園条例第13条に、使用料は（中略）許可を受けた際納入しなければならないと規定されている。適正に事務処理を行われたい。

- (4) 配電用支持物の設置に係る普通財産貸付契約において、契約書第3条に、貸付料は奈良市道路占用料に関する条例の規定を準用しと規定されているが、支柱及び支線を含まずに貸付料の算出を行っていた。しかも、納期限から遅延して納入されているが、督促状は送付しておらず、遅延利息を請求していなかった。適正に事務処理を行われたい。
- (5) 都市公園内で携帯電話基地局を設置し、その周辺の土地を囲って占用する場合の使用料の算出について、基地局本体分と周辺の土地占用面積分を徴収している事例、また、周辺の土地占用面積分のみを徴収している事例があった。統一した使用料の算出を行い、適正に徴収されたい。

建築指導課

- (1) 証明手数料用、その他雑入用及び未使用の領収書綴について、領収書管理台帳が作成されていなかった。

領収書綴は、内部統制上のリスクがあるため領収書管理台帳を作成し、受払状況を適正に管理されたい。

- (2) 切手類受払簿に記載されている切手等の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。また、所管課作成の切手使用表に使用状況を記入後、一定期間分まとめて切手類受払簿に転記されていた。

切手等は、切手使用表から切手類受払簿に転記するのではなく、使用の都度、切手類受払簿に直接手書きで受払状況を記載した上で、記載内容と切手等の残枚数の確認を行い、適正に管理されたい。

建設部

河川課

施設修繕（水路工）について、執行科目は修繕料となっているが添付されている写真を見ると、水路に堆積した土砂の除去、枝の剪定、草刈り及び清掃作業等といった業務内容であるものが散見された。

これらは水路の修繕ではなく、水路を維持管理する上で必要な業務と考えられることから適切な科目で執行されたい。

営繕課（耐震・教育施設整備グループを含む。）

施設修繕において、予定価格を決定せずに見積り合わせを行っていた。

奈良市契約規則第10条及び第18条の規定に則り、適正に契約事務を行われたい。

会計課

- (1) 古紙等物品売買において、契約に従い、受注者は物品の引取りの都度計量し、1か月分を取りまとめ、翌月に市へ計量証明書を提出し、また、所管課は、受注者から計量証明書の提出を受けた後、納入通知書を発行していた。なお、計量は市職員の見直しもなし、受注者の施設において行われていた。

計量は引取りごとに行っていることから、その都度測定を行い、納入通知書を発行するよう契約を見直されたい。また、市へ納入すべき金額の基礎となる計量値の重要性に鑑みて、市職員立会いの下で計量を行うか、市の施設において計量を行うよう改められたい。

- (2) 各課配布用として保管している領収書綴について、払出状況を管理するための記録簿は作成されているものの、所属長は受払状況の確認をしておらず、また、払出時に受領印も受けていなかった。

保管している領収書綴は、内部統制上のリスクがあるため記録簿の見直しを行い、適正に管理されたい。

【意見】

施設修繕料の執行に関して、「施設修繕料の事務処理等について」（平成10年4月16日付け奈出号外）の通知によると、予定価格が50万円未満のものについては、会計課へ送付する支出負担行為書に添付する書類を検収書のみとしており、設計書、見積書、完了届及び写真等の必要書類は施設修繕台帳を作成した上で、課において保管することになっている。

しかし、上記の通知文書を認識していない課があり、完了届が徴取されていない事例や予定価格を決定せずに見積り合わせを実施している事例など、多数の不適正な処理が見受けられた。

これらのことから、「施設修繕料の事務処理等について」の通知を廃止することも視野に入れ、適正な執行を確保されるよう検討されたい。

(企業局)

管理部

水道計画管理課

給水車（2台）の6月分燃料費について、奈良市企業局会計規程第57条の規定により立替払いを行っているが、ガソリンスタンドから発行された領収書は、金額のみ記載されており、給油量や車両番号が記載されていなかった。

債権者からの領収書は、給油量や車両番号が記載されていることを確認の上受領し、適正に事務処理を行われたい。

東部上下水道管理課

消火栓整備委託工事について、見積書、完了届及び検収書が添付されていなかった。

奈良市契約規則第18条の2の規定に則り見積書を

徴取し、また、地方自治法第234条の2の規定に則り、完了届及び検収書を徴取されたい。

(平成29年4月6日揭示済)

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成29年4月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 柿 本 元 気

同 東久保 耕 也

奈 政 行 第 9 号

平成28年10月12日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様

同 中 本 勝 様

同 柿 本 元 気 様

同 東久保 耕 也 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 固定資産税（償却資産）の賦課について

2. 結果及び意見

- (1) 償却資産について、実際に現場を確認すべきである（結果）

（資産税課）

【監査結果】

地方税法408条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定している。

市では、毎年度、特定の業種（平成21年度：生命保険会社、平成20年度：銀行、平成19年度：病院）を対象に実地調査をしているとのことであった。しかし、課税時の償却資産のリストと調査時に事業所から入手する固定資産台帳及び減価償却明細書（償却資産以外を含む）との突合・調査する、書面による調査のことを「実地調査」と称していた。そのため償却資産の課税対象外か課税対象内かのチェックにとどまっており、資産の増減があるか否かは把握できていない。

その結果、申告がない事業者に対しては、推計課税をしている。推計課税とは過去に申告があった資産から課税年度までに資産の増減がなかったものとみなして課税する方法である。したがって、資産の増減があった場合には、固

定資産税(償却資産)が不適切に計算されることになるため、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに実地調査を行い、現場で償却資産の課税漏れがないかを確認するべきである。

【措置の内容】

平成27年度から順次、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の確認を行うこととしました。

今後も定期的かつ計画的に現場確認を行うこととします。平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について

XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について
(平成22年度)

3. 個別監査結果及び意見

(3) 固定資産税に係る実地調査

(資産税課)

【監査結果】

地方税法408条において、現場における償却資産の状況の確認、いわゆる実地調査を毎年少なくとも1回実施することが規定されている。しかしながら、資産税課は、償却資産の専従者の人員が少ない状況のため、現地に行き調査を行うことは困難であると述べている。

実地調査によって、償却資産の計上漏れを発見することは、税収の確保及び課税の公平性を確保する観点から、極めて重要な業務であるといえる。この観点から言うと、市内の全ての償却資産や、ある事業者の有する全ての償却資産を対象とするなどの悉皆調査が人員の制約から実施不能であることを理由に実地調査を全く行わないよりも、市民に影響の大きい、例えば1件当たり金額が大きい償却資産が固定資産台帳へ記載されていないなどの課税漏れ案件を検出することを主たる目的とするなど、計画を策定して、毎年実地調査を実施すべきである。

金額的に重要な償却資産の課税漏れを検出するためには、法人税申告書の貸借対照表や償却資産明細等の書面を吟味し、課税漏れが発生している可能性がある事業所を絞り込むなど適切な抽出を行うなどして、実際の現場で償却資産の状況を確認すべきである。

なお、人員数が限られていることから、人員数を鑑みた現実的な水準の年間実地調査目標数を計画し、実行に移していくことが望まれる。

【措置の内容】

平成27年度から計画的に、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の確認を行うこととしました。

今後も定期的かつ計画的に実地調査を行うこととします。平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

8. ボランティアセンター

(6) 監査の結果及び意見

・自主事業について

(協働推進課)

【監査結果】

奈良市ボランティアセンター指定管理者管理業務仕様書において、自主企画事業については下記のように定められている。(下記省略)

これに対して、指定管理者である社協は、事業計画書において以下の2点を自主企画事業として挙げている。

- ・社協で保有しているボランティア基金から生じた運用益を、ボランティアセンターに登録している団体に活動補助として支給する事業
- ・ボランティア活動保険加入の受付事務

これらの自主企画事業は、費用を徴収する事業ではないため、事前申請は行っていない。しかしながら、報告については市になされておらず、それに関連して、自主企画事業にかかる経費が指定管理料から支出しているかも不明である。市は実態を把握し、自主企画事業についてのモニタリングを行うべきである。

【措置の内容】

平成27年度からは、「奈良市ボランティアセンター指定管理者業務仕様書」において、自主企画事業を実施する場合は、事前に書面により自主事業実施計画書を提出し、了解を得よう改善しました。また、事業終了後、自主事業報告書の提出を受け、自主企画事業の内容について、確認しました。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見

7. デジタルカメラ等の扱いについて

(4) デジタルカメラの管理状況

・デジタルカメラ等を備品として取り扱うべきことについて【結果】

(会計課)

【監査結果】

奈良市会計規則では、備品とは「1品又は1組の取得価格又は評価価格が30,000円以上のものであって、その性質形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えるもの及びその性質は消耗品に属するものであっても形状の永続性のある標本又は陳列品である物品」と規定されている(奈良市会計規則第46条第1号本文)。一方、消耗品とは「性質形状が1回又は短期間の使用によって消費されるもの又は贈与を目的とするもの」とされている(奈良市会計規則第46条第2号)。備品として処理する金額要件は30,000円以上とされているため、30,000円未満で購入されたデジタルカメラやデジタルビデオカメラ(ムービー)などは全て消耗品として処理されている。

しかし、一般世帯におけるデジタルカメラの平均使用年数は4.5年程度であり(内閣府消費動向調査)、「その性質形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えるもの」に該当する。また情報セキュリティの観点から、デジタルカメラにもパソコンと同等の管理をすべき旨を市としても認識しているとのことであり、実質として一台ごとの個別管理が標準とされている。

よって、現状の消耗品としての整理は妥当ではなく、デジタルカメラ等については金額基準に関わらず備品として処理及び管理することが必要である。奈良市会計規則においても「ただし、取得価格等が30,000円未満であっても会計管理者が必要と認めたものは、備品とすることができる。」(奈良市会計規則第46条第1号但書)とされているため、運用により即時に対応可能である。情報セキュリティの観点からは、現に保有されているデジタルカメラ及びムービーについても即時に備品としての管理が求められる。備品に該当すれば、「その性質又は形状によりやむを得ないものを除き、備品には一品ごとに「ラベル」をはりつける等市有備品であることを明らかにしておかなければならない」(奈良市会計規則第54条)し、備品台帳(奈良市会計規則第70条第1号セ)に登録して管理することが必要になるため、情報セキュリティの要請に応える実効的管理が可能となる。また安易に買い替えようとする意識への抑制となることが期待される。

【措置の内容】

平成28年3月25日付け奈会号外「デジタルカメラ・デジタルビデオカメラの取り扱いについて(通知)」により、デジタルカメラ及びデジタルビデオカメラについては、平成28年度から金額にかかわらず備品として取り扱うこととしました。

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

2. 総務部

(1) 管財課

③修繕料について

- ・納品書日付の不実記載について(オートマチックトランスミッションフルード交換一式)
- (管財課)

【監査結果】

上記は下水道事業で利用する特殊車両の修繕料である。同じ支払日に同じ摘要の修繕料が同じ支払先に対して同額で3件支出されていた。(上記省略)

上記の支払い3件について一括せずに分割した理由を質問したところ、書面上は同一納品日かつ同一支払日となっているが、実際には修繕の時期がそれぞれ一定期間ずつずれており、それをまとめて支払処理するために納品日を同一日で記入したとの回答があった。(上記省略)

このような不実記載は事実の事後検証を困難にする行為であり、職責が問われる行為である。事実をそのまま文書化することがすべての基本であり、行政事務の正当性を説明する証となる。事務に対する意識を変える必要がある。

【措置の内容】

不実記載の発生を防止するため、「部品・修理発注何書」を活用して、発注日の管理を行いました。そして、支出負担行為何書の現品確認日及び検収日欄で納品の確認を行った後、支払い処理後に支出負担行為と支出命令の番号を「部品・修理発注何書」に記載し、発注から納品までの過程を把握できるようにすることで、チェック体制の強化を行いました。

(平成29年4月28日揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月26日

奈良市公平委員会

委員長 宮 脇 紀 夫

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年奈良市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「所長 次長 参事 校長 室長」を「次長 参事 所長 校長」に、「グループ長 地区調整主幹」を「地区調整主幹 室長」に、「主査」を「主査 副園長」に、「及び資金調整係長」を「財務分析係長及び資金調整係長 総務部総務課庁舎管理係長」に、「総務部管財課庁舎管理係長 総合政策部秘書広報室秘書課の秘書担当の事務職員」を「総合政策部秘書課の秘書担当の事務職員」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表教育機関等の項中「主査」を「主査 副園長」に改め、同表議会事務局の項中「次長」を「次長 参事」に改め、同表の備考第11項中「奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)別表第1」を「奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)別表第2」に、「5級」を「4級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年4月26日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第15号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成29年4月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

収納事務	水道料金及び下水道使用料
受託者	東京都中央区日本橋 1－1－1 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 山口 浩志 北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目421番地 株式会社セコマ 代表取締役社長 丸谷 智保 東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン－イレブン・ジャパン 代表取締役社長 古屋 一樹 東京都千代田区岩本町 3－10－1 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号 株式会社ファミリーマート 代表取締役会長 中山 勇 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665－1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司 千葉県千葉市美浜区中瀬 1－5－1 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 宮下 直行 東京都品川区大崎一丁目11番 2 号 ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役会長 C E O 玉塚 元一
委託期間	平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
(平成29年 4 月 1 日揭示済) 奈良市企業局告示第16号 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に基づき、宿日直窓口収納業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。 平成29年 4 月 1 日 奈良市公営企業管理者 池 田 修 宿日直窓口収納業務を委託する者 奈良市芝辻町四丁目 6－2 南都ビルサービス株式会社 代表取締役 田畑 晴敏 （委託期間）平成29年 4 月 1 日から平成29年 5 月31日まで （委託場所）奈良市法華寺町264番地 1 奈良市企業局 (平成29年 4 月 1 日揭示済) 奈良市企業局告示第17号 公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。	
その関係図書は、平成29年 4 月 3 日から 2 週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。 平成29年 4 月 3 日 奈良市公営企業管理者 池 田 修 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成29年 4 月17日 2－1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市富雄北一丁目、疋田町、疋田町三丁目、法蓮町、芝辻町一丁目及び古市町の各一部 2－2 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所 奈良市学園南三丁目931番158、中山町 2 番 1、2 番 3、18番、芝辻町四丁目 9 番 1、大宮町三丁目189番 1、二名平野二丁目2283番 1、六条西五丁目1385番 4、窪之庄町496番 1、田中町433番 6、433番 8、433番 9、433番 11	

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備考
二名第3幹線-35	奈良市富雄北一丁目2776番	奈良市富雄北一丁目2776番	①
あやめ池南幹線-508	奈良市疋田町411番2	奈良市疋田町414番	②
あやめ池南幹線-509	奈良市疋田町三丁目470番1	奈良市疋田町三丁目545番1	③
奈良幹線-145	奈良市法蓮町701番1	奈良市法蓮町702番3	④
芝辻幹線-42	奈良市芝辻町一丁目77番7	奈良市芝辻町一丁目77番96	⑤
北永井幹線-353	奈良市古市町1392番1	奈良市古市町1392番1	⑥

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成29年4月3日揭示済)

奈良市企業局告示第18号

奈良市企業局建設工事成績評定要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年4月11日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局建設工事成績評定要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局建設工事成績評定要綱（平成28年奈良市企業局告示第42号）の一部を次のように改正する。

第11条中「未満」を「以下」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月11日から施行し、改正後の奈良市企業局建設工事成績評定要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年4月11日揭示済)

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年4月11日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
白石設備工業（株）	白石 光六	三重県名張市美旗町中一番1877番地の7	平成29年4月4日

(平成29年4月11日揭示済)

奈良市企業局告示第20号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年4月11日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
小堀水道	小堀 操	奈良市東九条町714-1	平成29年4月10日

(平成29年4月11日揭示済)

奈良市企業局告示第21号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年4月11日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
小堀水道	小堀 隆	奈良市東九条町714-1	平成29年4月10日

(平成29年4月11日揭示済)

奈良市企業局告示第22号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規

程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年 4月14日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

- 1 業 務 名 奈良市下水道管渠関連維持管理業務委託
- 2 業務場所 奈良市内一円、ただし都祁地区を除く
- 3 委託期間 平成29年 5月10日から平成30年 3月31日まで
- 4 業務概要 下水道管渠維持管理業務 一式

以下省略

(平成29年 4月14日揭示済)

奈良市企業局告示第23号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年 4月21日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

- 1 業 務 名 奈良市企業局庁舎管理業務委託(設備管理・警備・電話交換・清掃及び現場出勤業務)
- 2 業務場所 奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局庁舎
- 3 委託期間 平成29年 6月1日から平成32年 5月31日まで
- 4 業務概要 奈良市企業局庁舎管理業務 一式

以下省略

(平成29年 4月21日揭示済)

教 育 委 員 会

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4月3日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第5号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
教育長に対する事務委任規則(昭和27年奈良市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削り、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 法律又は条例に基づく教育委員会の附属機関等(教科用図書選定委員会その他重要なものを含む。)の委

員の委嘱に関すること並びに附属機関に対する諮問事項に関すること。

第1条第8号を削り、同条中第9号を第8号とし、第10号及び第11号を削り、第12条を第9号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育長に対する事務委任規則の規定は、平成29年 4月1日から適用する。

(平成29年 4月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第9号

平成29年 4月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年 4月3日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成29年 4月3日(月)
午前9時00分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第17会議室

3 会議に付すべき事件

教育長職務代理者について

議事

議案第1号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について

議案第2号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午前8時00分から午前8時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年 4月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第10号

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 4月3日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱(平成24年奈良市教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第1項中「、会議の結果」を「、前条の申請書を受理したときは、速やかに後援名義の使用承認の可否を決定し」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条中「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とし、

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

別記第4号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

別記第5号様式中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月3日から施行し、改正後の奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱第6条の規定は、平成29年3月1日以後において承認を受けていない後援名義の使用申請に適用する。

(平成29年4月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第11号

平成29年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成29年4月18日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成29年4月25日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成30年度使用奈良市立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針について

(2) 平成30年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議事

議案第3号 奈良市文化財保護審議会委員の解囑及び委嘱について

議案第4号 奈良市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

議案第5号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

協議事項

「理想の子ども像について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は10名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年4月18日揭示済)

奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月26日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食センター条例施行規則（平成17年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市都祁学校給食センターの項中「並松小学校 都祁小学校 吐山小学校 六郷小学校」を「都祁小学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年4月26日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員会平成29年4月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成29年4月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 今 中 初 雄

1 日時

平成29年4月14日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（3月専決処理分）

(4) 水田・畑地造成形質変更届出について（3月専決処理分）

(5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について

(6) 知事許可について（3月許可分）

(平成29年4月7日揭示済)